

平成27年度「総合的な教師力向上のための調査研究事業」
成果報告書

「山口県の教師塾」の拡充

平成28年3月
山口県教育委員会

目 次

1 本県の教員の現状と課題	
(1) 教員の年齢構成	1
(2) 新規採用者の状況	1
2 本県の教員人材育成の取組	
(1) 山口県教職員人材育成基本方針	2
(2) 山口県教育振興基本計画における教職員の資質能力の向上に向けた取組の位置付け	2
(3) 山口県教員養成等検討協議会	3
(4) 養成段階の取組の充実のための「山口県の教師塾」の取組	4
3 「山口県の教師塾」について	
(1) 教員をめざす学生の学校体験制度	4
(2) 山口県教師力向上プログラム	7
(3) 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考	16
(4) 採用前教職インターンシップ	17

【参考】「山口県の教師塾」に係る実施要項等

□ 教員をめざす学生の学校体験制度	
▽ 実施要項	20
▽ Q & A	22
▽ リーフレット	25
□ 山口県教師力向上プログラム	
▽ 事業案内	27
▽ 受講者選抜試験実施要項	33
□ 採用前教職インターンシップ	
▽ 実施要項	49
▽ Q & A	50
▽ リーフレット	54

本報告書は、文部科学省の初等中等教育等振興事業委託費による委託事業として、山口県教育委員会が実施した平成27年度「総合的な教師力向上のための調査研究事業」の成果を取りまとめたものです。

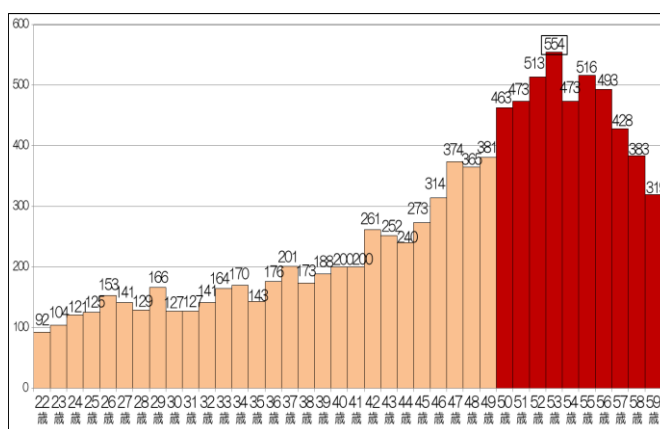
したがって、本報告書の複製、転載、引用等には文部科学省の承認手続きが必要です。

1 本県の教員の現状と課題

(1) 教員の年齢構成

本県の教員は、いわゆる団塊の世代の子どもたちの学齢期に合わせて大量に採用されたため、現在の教員数は、50歳以上の教員が約45%を占め、ベテラン層が極端に多い構造になっている。こうしたベテラン教員の大量退職に伴い、これまで以上に、教育に対する高い意欲と実践的指導力を有する教員の育成はもとより、次代の本県教育を担う人材の養成・採用や、経験豊かなベテラン教員の知識や技能を若手の教職員に継承する体制づくりなどに向けて、取り組む必要がある。

◆山口県の教員の年齢構成（H27. 4. 1）

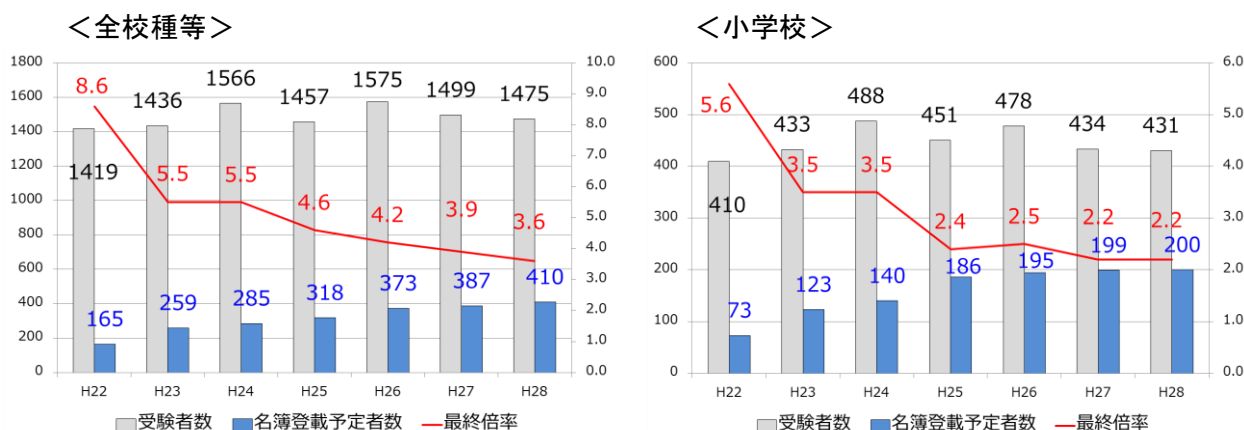


(2) 新規採用者の状況

近年の採用者数の動向は、採用候補者名簿登載予定者（以下「名簿登載予定者」）数が増加する中、志願者数は、多少の増減を繰り返しながら横ばい傾向であるため、最終倍率は年々低下している。

この傾向は、最も早く退職者数のピークを迎える小学校で顕著であり、平成25年度（平成24年度実施）以降、最終倍率が2倍台まで低下している。

◆山口県公立学校教員採用候補者選考試験における受験者数、名簿登載予定者数、最終倍率の推移



名簿登載予定者に占める新規学卒者（新規学校卒業者）の割合については、年々上昇している。特に小学校については、今年度実施した教員採用試験において半分を超えており、新規学卒者についても、採用直後から高い水準の指導力が求められるため、実践的指導力を有する教員志願者の確保が喫緊の課題となっている。

◆名簿登載予定者に占める新規学卒者の割合

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
全校種等	2 4 %	2 4 %	2 9 %	3 6 %	4 0 %
小学校	2 8 %	2 8 %	3 9 %	4 7 %	5 6 %

2 本県の教員人材育成の取組

(1) 山口県教職員人材育成基本方針

学校を取り巻く環境は、今後も急速に変化することが予想され、また、教職員の大量退職期を迎えることから、教職員の人材育成に係る方向性や方策を具体的に明示し、共有することが重要であり、平成24年3月にそれらの指針として、「山口県教職員人材育成基本方針（以下、人材育成基本方針）」を策定した。

人材育成基本方針の中で、教員に求められ、期待される資質能力を「山口県が求める教師像」に示しており、その中では、豊かな人間性や強い使命感、教育的愛情や社会性、チャレンジ精神等をあげている。

この教師像に示す資質能力は、教職生活を支える土台となるものである。

山口県が求める教師像

～未来を担う子どもたちにあなたの熱い情熱を！～

- ◎豊かな人間性と人権尊重の精神を身につけた人
- ◎強い使命感と倫理観をもち続けることができる人
- ◎児童生徒を共感的に理解し、深い教育的愛情をもっている人
- ◎幅広い教養と専門的知識、技能をもっている人
- ◎豊かな社会性をもち、幅広いコミュニケーションができる人
- ◎常に自己研鑽に努める意欲とチャレンジ精神のある人

また、本県教育を担う教職員の育成に向けた方針、学校、市町教育委員会、県教育委員会が共有すべき方針を「人材育成に向けた5つの基本方針」として示している。

人材育成に向けた5つの基本方針

- 1 教職員のキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上を図ります。
- 2 教職員一人ひとりの適性や能力に応じて資質能力の向上を図ります。
- 3 組織的な学校運営を推進し、教職員の資質能力の向上を図ります。
- 4 地域や関係機関等と連携し地域や学校の中核として活動する教職員を育成します。
- 5 大学等と連携し、優秀な教職員の育成・確保に努めます。

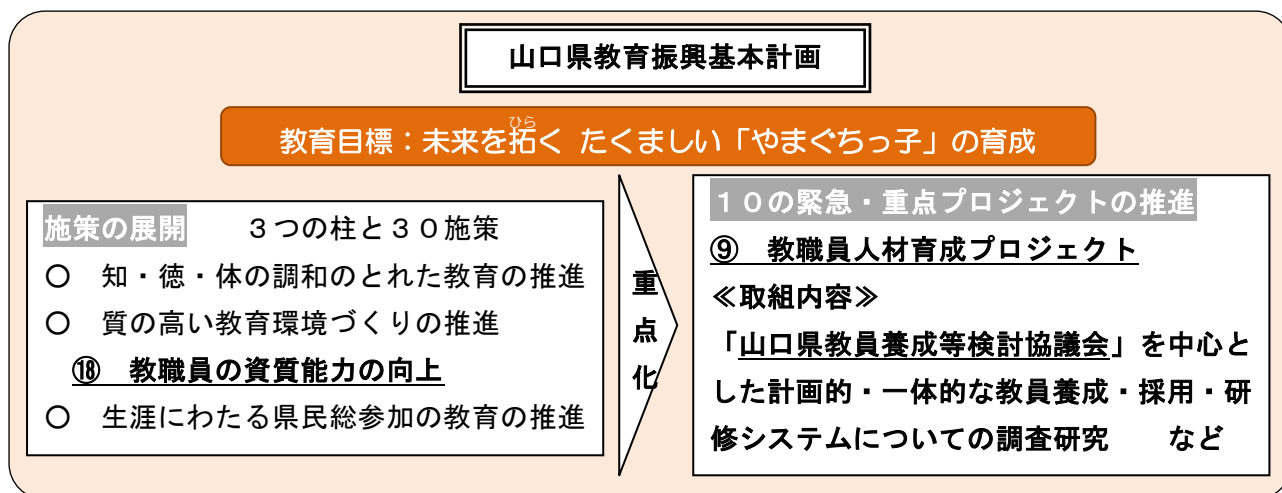
(2) 山口県教育振興基本計画における教職員の資質能力の向上に向けた取組の位置付け

県教育委員会は、平成25年10月に、「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」を教育目標とし、今後5年間の本県教育の指針となる「山口県教育振興基本計画（以下、振興基本計画）」を策定した。

教育目標の達成に向けて、施策の展開に当たっては、3つの柱のもと施策を30に体系化して推進している。加えて、計画期間内に重点的に推進する「10の緊急・重点プロジェクト」を掲げ、具体的な工程表の下で、本県の実情を踏まえた実効ある取組を進めている。

その中で、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上が不可欠であることから、3つの施策の柱の一つである「質の高い教育環境づくりの推進」の取組の中に、「教職員の資質能力の向上」を位置付けるとともに、「10の緊急・重点プロジェクト」の一つとして「教職員人材育成プロジェクト」を掲げ、重点的に取り組むこととしている。

「教職員人材育成プロジェクト」では、意欲と実践的指導力を有する教員人材の確保などのため、「山口県教員養成等検討協議会」を中心とした計画的・一体的な教員養成・採用・研修システムについての調査研究を行っている。



(3) 山口県教員養成等検討協議会

本県教育の担い手である教員の養成や採用及び現職教員の育成など、本県教育の進行に向けて、教育委員会・学校と大学等が連携した取組を進めるため、平成25年に「山口県教員養成等検討協議会」を設置した。

<委員>

- ・教員養成課程を有する県内全ての大学等から推薦された委員 11名

山口大学、山口県立大学、下関市立大学、徳山大学、山口学芸大学・山口芸術短期大学、宇部フロンティア大学、梅光学院大学、東亜大学、山口東京理科大学、至誠館大学、山口短期大学

- ・山口県が継続的に現職教員を派遣している県外大学から推薦された委員 1名
- ・市町教育委員会及び公立学校関係委員 4名

<所掌事務>

- ・教育委員会・学校と大学等が連携した教員の養成のあり方に関すること
- ・教育委員会・学校と大学等が連携した教員の採用のあり方に関すること
- ・教育委員会・学校と大学等が連携した現職教員の育成のあり方に関すること
- ・その他、教育委員会・学校と大学等が連携した取組に関すること

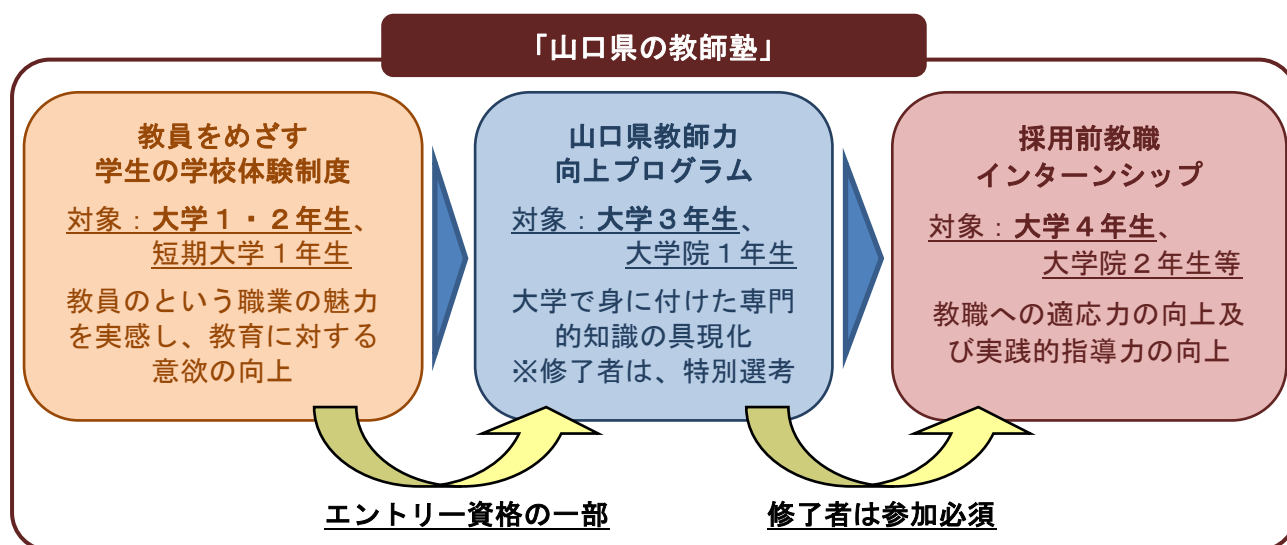
<これまでの開催状況>

- 平成25年度：2回（平成25年10月15日（火）、平成26年2月20日（木））
- 平成26年度：4回（平成26年7月15日（火）、平成26年9月16日（火）、
平成27年1月29日（木）、平成27年3月16日（月））
- 平成27年度：3回（平成27年6月16日（火）、平成27年11月10日（火）、
平成28年3月14日（月））

(4) 養成段階の取組の充実のための「山口県の教師塾」の取組

本県では、養成段階の取組を充実するため、平成23年度から、大学1・2年生等を対象に教員という職業の魅力を実感し教育に対する意欲の向上を図る「教員をめざす学生の学校体験制度（以下、学校体験制度）」を実施している。また、平成25年度から、新規採用予定者のうちの大学4年生・大学院2年生等の新規学卒予定者を対象として、教職への適応力を高めるとともに、教員に求められる実践的指導力を培う「採用前教職インターンシップ（以下、インターンシップ）」を実施している。加えて、平成26年度からは、本県教員をめざす大学3年生・大学院1年生を対象とし、大学で身に付けた専門的知識の具現化を図る機会を提供することにより実践的指導力を養うことを目的とする、いわゆる教師塾である「山口県教師力向上プログラム（以下、教師力向上プログラム）」を開始した。

学校現場での体験・実践の積み重ね等を通して教員志望者の実践的指導力を育成するこれら三つ取組を一連の流れとして位置付け、「山口県の教師塾」として、養成・採用を一体化した取組を推進している。



3 「山口県の教師塾」について

(1) 教員をめざす学生の学校体験制度

① 趣旨

教員を志望する学生が、実際に児童生徒とふれあったり、教員の仕事に接したりする体験を通して、教員という職業の魅力を実感し、学校で行われる教育活動全般に関する理解を深めるとともに、体験を通して、教育に対する使命感や情熱、児童生徒を理解する力を身に付ける。

② 事業内容

○概要

県教委が指定する学校で、5日程度学校を訪問し、学習活動、学校行事、その他の学校教育活動における、教員の業務の補助を行う。

○対象者

教員を志望する大学1・2年生（短期大学は1年生）

○主なスケジュール

平成27年 6月 3日 実施校の選定

平成27年 6月11日 実施要項発表

平成27年 6月11日～7月13日 申込期間

平成27年 7月14日～7月27日 実施学生の実施校調整及び事前指導

平成27年 7月下旬～9月上旬（実施校の指定日）実施校担当者による実施学生の面接

平成27年 8月28日～9月26日 学校体験の実施

学校体験終了後2週間以内 報告書の提出

○広 報

関東以西の教職課程を有する大学へ要項等を郵送、教育庁教職員課ウェブページへ要項等を掲載

○大学との連携

- ・ 県内大学においては、自校の参加希望学生について申込みの取りまとめを行うとともに、事前・事後指導を行っている。
- ・ 山口大教育学部は、本制度を大学1年生のカリキュラムの一部に組み込んだことにより、実施校への訪問指導を行っている。

③ 実施状況

○実施校及び参加者数

参加者数については、昨年度に比べ大幅に増加した。その要因として、山口大学教育学部が本制度を大学1年生のカリキュラムの一部に組み込んだことや、実施要項に「教師力向上プログラム」のエントリー資格の一部となる旨を明記したこと等が考えられる。

◆実施校種別参加者数

実施校	実施校数	参加者数
小学校	21	179
中学校	12	45
高等学校	8	25
特別支援学校	1	7
合 計	42	256

県内大学
216人
県外大学
40人

(平成26年度は39校に95人が参加)

○実施時期

小学校において9月第2・3週に集中して実施しているのは、運動会の準備等に参加学生を積極的に関わらせるためである。

◆校種別実施時期

実施時期	小学校	中学校	県立学校	合計
8月 第5週	0	0	1	1校
9月 第1週	1	4	2	7校
9月 第2週	14	3	2	19校
9月 第3週	9	6	4	19校
9月 第4週	1	0	1	2校

※ 合計校数と実施校数が一致しないのは、2週にわたって実施した学校があるため

④ 取組の成果と課題

取組の成果と課題を検証するため、参加者に報告書を提出させるとともに、市教育委員会及び実施校に対してアンケート調査を行った。

○実際に行った体験活動について

大学1・2年生ということもあり、教員の補助的な仕事を中心となっている。

◆体験内容

朝の業務	朝読書の指導、朝の会・帰りの会の話、モジュール（朝学）への参加
授業	授業参観（ALTとの外国語活動、中学校教諭との小中連携授業等）
授業準備	学級事務の補助（教具作り、提出物の確認、掲示物の貼付、日記のコメント書き等）、授業補助教材プリント作成体験（数式入力等）

児童生徒の指導に関わる体験活動	学習指導	学習活動の補助、体育祭の練習・応援合戦等の生徒支援・ダンス指導の補助
	成績処理	採点の補助、夏休み応募作品・課題等の処理等の補助
	児童生徒理解	休み時間の児童とのふれあい、別室登校生徒とのふれあい
	生徒指導・生活指導	登下校指導の補助、給食指導・清掃指導の補助
	部活動	課外活動の指導の補助
	児童会・生徒会	あいさつ運動への参加、文化祭準備・文化祭当日企画運営の補助及び片付け
	学校行事	始業式にて全校児童の前での挨拶、体育祭当日に職員競技への参加、学校行事(総合スポーツ大会)運営の補助
	その他	LHRでの意見交換や体験談講話、受験や高校生活など3年生からの質問に答える、職場見学の準備・引率(徒歩)及びまとめの補助
学校の運営に関わる体験活動	学年学級経営	担任や他の教員との情報交換(指導や質疑応答等)
	学校経営	校長による講話
	会議・打ち合わせ	「学校保健安全委員会」への参加、職員連絡会への参加、会議用資料の作成の補助
	校内研修	教員から話を聞く、職員研修への参加(道徳の教材研究および指導案検討会、学力向上推進リーダーによるミニ研修会等)
	環境整備	体育倉庫・運動場の整備、草刈り後の草集め、図書室経営業務の補助、花壇の整備、教室整備(掲示・掃除等)
	校務分掌	蔵書管理作業(データベース化)の補助、時間割変更連絡掲示作成の補助、養護教諭の保健業務の補助(診断票等の整理、救護処置)

○参加学生の感想

- ・授業見学では、自分が授業を受けていたときとは違い、授業内容ではなく授業の作り方や教え方に着目してみると、今までと全く違うように見えた。日ごろ生徒から見えない業務も体験することができ、教員という職業にますます強い魅力を感じた。
- ・今回、初めて朝から夕方まで児童と共に過ごして一番強く感じたことは、やはり「教師は素晴らしい職業だ」ということだ。4日間という短い間でも児童から教えられたこと、教師だからこそできることなど多くのことを学ぶことができた。この経験を糧に、教師になるという夢に向かってさらに努力していきたい。
- ・教員をめざすためにこれから自分が伸ばすべきところは、学習指導力だと考える。授業補助で算数などの指導補助をさせていただいたが、まだまだ力不足だと痛感した。これから学校チューターやボランティア活動などをおして養っていきたい。

○市教委及び実施校からの成果報告

- ・初日は、児童とのコミュニケーションにとまどうことが多く見受けられた。しかし、日を追うごとに、児童に応じてコミュニケーションをとることができるようになってきていた。
- ・昨年度まで高校生であった学生が生徒から教員へと視点を変えて教育活動を見つめることのできる機会として、自発的で意欲的な学生にとっては有益であると感じた。
- ・様々な活動をおして教職のやりがいや苦労を実感することで、教員をめざす身として自らの課題に気付き、改善していこうとする前向きな姿勢が見られた。以前にも増して教員になりたいという気持ちが強くなったようである。
- ・わかりやすい授業を行うための工夫や準備に取り組んだり、授業改善や生徒指導に絶え間なく取り組む教師の姿や熱心に学ぶ生徒の姿を実際に目にしたりすることで、「教師になりたい。」という思いがより強くなったようである。
- ・大学から指導教官も来校され、学生を激励されたこともあり、学校現場で人材育成が如何に喫緊の課題であるかを教職員に周知する契機となった。

○市教委及び実施校からの課題報告

- ・受け入れる側が、「何を」「どこまで」「誰が」等をしっかりと共通理解する必要がある。
- ・調整が難しくなるが、時期を限定せず、より多くの学生を学校に派遣していく（体験させていく）制度となることと、優秀な教員の確保に向け、充実感のある多くの経験を学生に味わわせていくことが必要である。
- ・昨年に比べて学生の人数が増えており、今後も増加することとなれば、教育実習時期と重なることもあり、打ち合わせや、校内での共通理解を行っていく上で負担が増えていくことへの懸念がある。
- ・学校体験制度に参加する学生は、教育に関する意識が高いと思うが、実施校に入る前には、今後も引き続き大学での事前指導もしっかり行う必要があると考える。

⑤ 成果と課題を踏まえた今後の方向性

- 参加者の増加に対応するため、市町教育委員会との調整により実施校数を増やし、県内のどの地域でも教員志望学生の受入が可能な制度へと拡充を図る。
- 大学と連携し、参加者の事前・事後指導の充実を図るとともに、大学を実施主体とした学校インターンシップ制度等への移行を図る。

(2) 山口県教師力向上プログラム

① 趣 旨

学校体験や教育実習等、学校現場での体験・実践の積み重ねを通して、児童生徒を理解し、惹きつける豊かな人間性や確かな学力の育成を図る授業力や生徒指導に関する力などの実践的指導力を育成する「教師塾」の仕組みを構築する。

② 事業内容

○概 要

教育に対する使命感や情熱を有し、本県の教員を強く志す者に対して、優れた指導力を有する山口県の教員の教育実践について学び、大学で身に付けた専門的知識の具現化を図る機会を提供することにより、子どもたちの確かな学力の育成を図る授業力や生徒指導に関する力などの実践的指導力を養い、将来の山口県教育を担う人材を育成する。

○教師力向上プログラムの内容

ア 教師力養成講座

授業づくり、学級経営、児童生徒理解等、各分野に関する学校現場での実践に基づく講義・演習を行う。

イ 教師力養成体験実習（指定教育実習）

学校現場で優れた指導力を有する教員のもと、授業づくり、学級活動、行事等、教育活動に関する実習を行う。

○対象者

ア 小学校教諭一種免許状課程認定大学（大学院を含む。）に在籍し、平成29年3月に卒業又は修了見込みで、「エントリー資格・推薦基準」に基づき学長等が推薦する者

イ 教師力向上プログラム（教師力養成講座・教師力養成体験実習（指定教育実習））に全て参加できる者

○エントリー資格・推薦基準

山口県公立小学校の教員を強く志望する者で、次のアからカまでの全てを満たす者（「学校体験制度」への参加が、エントリー資格の一部となっている。）

ア 子どもへの深い教育的愛情をもち、子どもの指導に労を惜しまず取り組み、自らの指導力を向上させていこうとする者

イ 心身ともに健康であり、学業成績及び人物ともに高く評価できる者

ウ 小学校教諭の普通免許状を有する者又は平成28年度中に取得見込みである者

エ 平成29年度(平成28年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験を受験する者

オ 原則として、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者

※ 平成27年度の募集においては、該当が無い場合もエントリーを認める。

(ア) 山口県の「学校体験制度」に参加した経験がある者

(イ) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において体験活動やボランティア活動等を経験し、その経験を大学において単位認定されている者

(ウ) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において体験活動やボランティア活動等を10日以上経験し、その経験を学長等が証明できる者

カ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者

○選抜試験

小論文(50分間)、個人面接を実施する。

◆各試験項目における試験内容及び評価の視点

試験項目	試験内容	評価の視点
筆記試験	小論文	教育観、教育に対する情熱・意欲や使命感、表現力
面接試験	個人面接	教育的愛情、教育観、教育に対する情熱・意欲

○受講者数：30人程度

○主なスケジュール

平成27年 7月 7日 事業案内及び受講者選抜試験実施要項発表
8月 7日 エントリー書類提出期限(大学等が取りまとめて提出)
9月 6日 受講者選抜試験
10月 8日 選抜結果通知
10月31日 開講式
～ プログラム(教師力養成講座、教師力養成体験実習)実施
平成28年 2月20日 閉講式
3月11日 修了認定

○教員採用試験との関連

平成27年度教師力向上プログラムを修了した者は、平成29年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験において、「山口県教師力向上プログラム修了者特別選考」の対象者とする。

○広 報

関東以西の教職課程を有する大学へ要項等を郵送、教育庁教職員課ウェブページへ要項等を掲載

○大学との連携

- ・エントリー手続きや選抜結果の通知、修了認定の通知等は、大学所管部署を通じて行っている。
- ・教師力養成講座の第6回講座における報告会「教師力向上プログラム受講者による体験発表」について、大学関係者に参加いただいている。
- ・教師力養成体験実習における担当者会議において、大学関係者にも参加いただいている。

③ 実施状況

○選抜試験結果

60人が志願し、32人を受講者として選抜

○「教師力養成講座」実施内容

- ・学校現場での実践に基づいた講義・演習を6回実施
- ・講師は、本県の現状を把握し、教育活動の改善・充実に向けて取り組んでいる本県教育庁関係課担当者が担当
- ・運営のため、毎回、教職員課人事企画班から2人が参加
- ・受講者は、受講後10日以内にレポートを作成し、教職員課に電子メールで提出。教職員課において添削指導

■ 第1回教師力養成講座

- ・期 日：平成27年10月31日（土）
- ・場 所：山口県セミナーパーク内 一般研修棟

時 間	内 容
10:20～11:20	講義・演習「小学校における児童生徒理解」 学校安全・体育課学校安全管理班担当者
11:30～12:30	講義・演習「心の教育（道德の時間）」 義務教育課指導班担当者
13:20～16:15	講義・演習「AFPYの理論と実践」 社会教育・文化財課青少年教育班担当者3人

■ 第2回教師力養成講座

- ・期 日：平成27年11月21日（土）
- ・場 所：山口県セミナーパーク内 一般研修棟

時 間	内 容
10:10～11:10	講義・演習「人権教育」 人権教育課推進班担当者
11:25～12:25	講義・演習「小学校における特別支援教育」 特別支援教育推進室担当者
13:15～14:35	講義・演習「授業づくり」 義務教育課指導班担当者
14:50～16:10	講義・演習「学級経営」 義務教育課指導班担当者

■ 第3回教師力養成講座

- ・期 日：平成27年12月19日（土）
- ・場 所：山口県セミナーパーク内 一般研修棟

時 間	内 容
10:10～11:10	講義・演習「体力の向上と健康づくり」～体力の向上～ 学校安全・体育課学校体育班担当者
11:25～12:25	講義・演習「体力の向上と健康づくり」～健康づくり～ 学校安全・体育課こども元気づくり班担当者
13:15～14:35	講義・演習「いじめ・問題行動への対応」 学校安全・体育課学校安全管理班担当者
14:50～16:10	講義・演習「小学校における外国語活動」 義務教育課指導班担当者

■ 第4回教師力養成講座

- ・期 日：平成28年1月9日（土）
- ・場 所：山口大学教育学部

時 間	内 容
13:35～15:35	先進実践研究 テーマ「地域とともにある学校づくり ～甲斐市立双葉西小学校の実践～」 山梨県甲斐市立双葉西小学校教諭及び事務職員

15:45～17:15	演習・研究協議（座談会） テーマ「学校（教員）と保護者との信頼関係づくり」 山口県PTA連合会役員 山口県公立高等学校PTA連合会役員
-------------	--

■ 第5回教師力養成講座

- ・期 日：平成28年1月23日（土）
- ・場 所：山口県セミナーパーク内 一般研修棟

時 間	内 容
10:10～12:25	講義・演習「学校・家庭・地域の連携」～やまぐち型地域連携教育の推進～ 義務教育課地域支援・人事班担当者 社会教育・文化財課家庭・地域教育班担当者
13:15～14:35	講義・演習「国語の模擬授業」 義務教育課指導班担当者
14:50～16:10	講義・演習「理科の模擬授業」 義務教育課指導班担当者

■ 第6回教師力養成講座

- ・期 日：平成28年2月20日（土）
- ・場 所：山口県セミナーパーク内 一般研修棟

時 間	内 容
10:10～11:10	講義・演習「安心・安全な環境づくりと安全教育」 学校安全・体育課学校安全管理班担当者
11:25～12:05	講話「若き教員に期待する」 義務教育課地域支援・人事班担当者
13:00～16:00	報告会「教師力向上プログラム受講者による体験発表」 教師力向上プログラム各受講者

※第6回の報告会には大学教員14名が出席

■ 教師力養成講座の公開について

- ・公開した講座
教師力養成講座のうち第2回、第3回、第5回
- ・案内方法
案内を本プログラムにエントリーの有った大学に郵送するとともに、教職員課ウェブページに掲載することにより周知
- ・定 員
毎回16人
- ・応募方法
聴講希望者が、各自直接、電子メールにより教職員課に申し込む。
- ・その他
この聴講は、山口県公立学校教員採用候補者選考試験の選考に当たって考慮しない。

◆講座公開による聴講者数

	第2回	第3回	第5回
聴講者数	5	7	5

○「教師力養成体験実習」実施内容

- ・学校現場の教員のもと、学校現場で授業、学級活動、行事等教育活動に関する演習を実施
- ・11月4日（水）に担当者連絡会議を開催。全ての市教育委員会及び実施校担当者並びに大学教員6人が参加

- ・全ての受講者に対し、教職員課職員が、実習①、実習②各1回（合計2回）、実施校を訪問し指導
- ・受講者は、実習終了後1週間以内に、実習日の記録及び実習全体の報告書を作成し、電子メールで教職員課に提出

◆体験実習の概要

教師力養成体験実習① 11月2日（月）～1月15日（金）	
【実習校】	県教育委員会が指定する学校
【実習回数】	学校体験制度経験者は、期間内に4日以上 学校体験制度未経験者は、期間内に6日以上
【活動内容】	（授業・学級経営・生徒指導） <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観、教材準備 ・放課後の補習における指導 ・学習に遅れのある児童への支援 ・特別な支援が必要な児童への支援 ・読書タイムにおける読み聞かせ ・学級活動の補助 ・給食指導の補助、清掃活動の支援 （教育活動全般） <ul style="list-style-type: none"> ・登校時、下校時のあいさつ指導 ・保護者対応・保護者との交流 ・地域との連携活動への参加 （教員の仕事全般） <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修への参加 ・学校行事の準備・実施の際の補助 ・校外行事への指導補助
教師力養成体験実習②（指定教育実習） 2月1日（月）～2月19日（金）	
【実習校】	教師力養成体験実習校
【実習回数】	期間内に6日以上学校で実習を行い、1回以上の授業研究を実施
【活動内容】	（授業づくり） <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・指導案作成、教材準備 ・授業及び授業研究 （教育活動全般） <ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育活動全般の支援・補助 ・登校時、下校時のあいさつ指導 ・保護者対応・保護者との交流 ・地域との連携活動への参加 （教員の仕事全般） <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修への参加 ・学校行事の準備・実施の際の補助 ・校外行事への指導補助

■実施校

7市（山口市、防府市、宇部市、山陽小野田市、下関市、萩市、長門市）の21校で実施

◆教師力養成体験実習①（11月2日～1月15日）実施日数別受講者数

実施日数	4	～5	～6	～7	～8	～9	～10	10超	合計
受講者数	4	2	11	5	4	4	1	1	32

※学校体験制度経験者は4日以上、学校体験制度未経験者は6日以上

◆教師力養成体験実習②（2月1日～2月19日）実施日数別受講者数

実施日数	6	～7	～8	～9	～10	10超	合計
受講者数	22	4	2	3	0	1	32

※全員6日以上

④ 取組の成果と課題

全プログラム修了後に、受講者、市教育委員会、教育力養成講座実施校及び受講者の在籍する大学に対して、アンケート調査を実施した。

○スケジュールについて

問題はない、ちょうど良いあるいはやむを得ないという回答が多かったが、一部、調整を希望する回答もあった。

(受講開始までの日程)

- ・選抜試験の結果通知が、教育実習の期間と重なっているため、調整できないか。
- ・選抜試験の結果通知から、受講届提出までの期間が短く、もう少し余裕が持てないか。

(教師力養成講座)

- ・冬期には、積雪等の可能性があるため、予備日を設定してはどうか。

(教師力養成体験実習)

- ・選抜試験の結果通知から実施校決定までの期間が非常に短いため、過去に実績のある学校に頼ってしまう傾向がある。
- ・担当者会議を早く設定するとともに、その後に受講者との事前面接、実施計画作成が余裕を持って行えるようなスケジュールにしてもらいたい。
- ・教師力養成体験実習①の期間が、大学の授業日であるため、欠席となる。何か工夫ができないか。
- ・教師力養成体験実習②の期間の一部が、大学の試験週間と重なったため、限られた期間での実習となった。また、インフルエンザの流行期であるが、予備日が取れず、厳しい日程となった。

○教師力養成講座について

【受講者に対するアンケート結果】

▽講座の内容について、受講前に大学等においてどの程度学修していたか。

(4段階評価：4ほとんど学修していた 3ある程度学修していた 2あまり学修していなかった 1ほとんど学修していなかった)

▽講座の内容のうち、実践的指導力を養うために参考となったのは、どの内容か。

(講座内容から5つ選択)

受講者は、講座内容が大学において既修か、未修かどうかではなく、授業実践や学級経営に関係が深い講座を「参考になった」と考える傾向が見られる。

◆受講者の講座内容の事前の学修状況及び参考になったかどうか

講座	内 容	平均値	参考になった
第1回	①小学校における児童生徒理解	3.0	13人
	②心の教育(道徳の時間)	2.8	3人
	③AFPYの理論と実践	2.0	12人
第2回	④人権教育	2.5	6人
	⑤小学校における特別支援教育	3.1	6人
	⑥授業づくり	2.9	16人
	⑦学級経営	2.7	20人
第3回	⑧体力の向上と健康づくり～体力の向上～	2.2	4人
	⑨体力の向上と健康づくり～健康づくり～	2.2	1人
	⑩いじめ・問題行動への対応	3.0	15人
	⑪小学校における外国語活動	2.2	9人
第4回	⑫地域とともにある学校づくり	2.5	4人
	⑬学校(教員)と保護者との信頼関係づくり	2.5	12人
第5回	⑭学校・家庭・地域の連携～やまぐち型地域連携教育の推進～	2.2	18人
	⑮国語の模擬授業	2.8	7人
	⑯理科の模擬授業	2.8	1人
第6回	⑰安心・安全な環境づくりと安全教育	2.6	8人
	⑱若き教員に期待する		3人
	⑲教師力向上プログラム受講者による体験発表(報告会)		2人

▽講座の内容以外に、実践的指導力を養うためには、どのような内容があれば良いと思うか。

(3つ選択及び自由記述)

- ・小学校教育と中学校教育の連携の推進 17人
- ・キャリア教育の推進 16人
- ・幼児期の教育と小学校教育の連携の推進 15人
- ・教育の情報化の推進 14人
- ・関係機関(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等)との連携 13人
- ・伝統や文化に関する教育の充実 5人
- ・国際教育の推進 5人
- ・読書活動の充実 5人
- ・その他 1人(山口県の学校教育の実態(直面する課題))

▽講座の受講は、自分自身の実践的指導力を養うことに、どのように役立ったと考えるか。

(自由記述)及び講座に関する意見、要望(自由記述)

《成果》

- ・大学の講義は一般的な内容であるが、この講座では「山口県」に特化したものとなっており、山口県ならではの取組やこれからめざすべき目標、克服すべき課題など、山口県の教員になるのに非常に役に立つと思う。
- ・講座の中で、意見交換やグループワーク等が多くあったので、他大学の人の意見を聞くことや価値観に触れることなどにより、自分の考えを深めたり、視野を広げたりすることができた。
- ・模擬授業においては、子どもの立場で授業を受けることができ、褒められることの嬉しさや発言を価値づけられることでやる気が出ることを実感することができた。
- ・講座内容を体験実習の場で目の当たりにしたり、意識して実践したりすることで、自分の力量を知り、実践的指導力が身に付いていると実感できた。

《課題》

- ・他の受講者のレポートを見てみたい。

○教師力養成体験実習について

【市教育委員会及び実施校に対するアンケート結果】

《成果》

(受講者にとって)

- ・担当教員やその他の教員の授業を積極的に参観し、授業力向上を図ろうとする意欲が感じられた。
- ・できるだけ児童に接する時間を確保し、児童理解及び児童との関係づくりに努める姿が多く見られた。
- ・実習が進む中で、教員として自分ができていることを意識して働く姿が見られるようになった。
- ・授業づくりだけでなく、教員の日々の業務や子どもに対する姿勢、学級経営や学校運営に至るまで、様々な場面を経験でき、その職責の大きさについて考える場にもなった。
- ・教育実習後の体験実習となり、広い視野で教育現場を観察し、実践する様子が見られた。

(実施校にとって)

- ・若い受講者が学校に入ることによって、子どもたちは喜ぶし、ベテラン教員は元気をもらい、学校が活気づく。
- ・受講者の意欲あふれる姿から、「教育への熱意の大切さ」を再認識することができた。
- ・個別の支援を要する児童への支援や学校行事等の運営の補助等において、大いに役立ち、お互いwin-winの関係である。
- ・教員人材の育成について、その必要性を改めて認識する機会となった。
- ・若手教員に受講者への助言や指導を行わせることにより、若手教員自身の資質能力の向上につながった。

《課題》

- ・学校には、他の制度で入ってくる学生もいる。対応の違いを含めて、実施内容を整理し

ていく必要がある。

- ・午前中日程で実習を組んだ場合には、受講者に指導をする機会が極端に少なくなってしまう。
- ・具体的な指導項目やカリキュラム等を示して欲しい。
- ・どのような取組をするのかという方法的側面よりは、何のための取組かという目的意識を持たせる指導が重要である。
- ・短い期間で受講者を評価するのは難しい。低い評価を出しにくい状況がある。
- ・本制度は、教員採用試験との関連も深いため、受講者が抱えた実習校での不安やトラブルを報告・相談しにくい状況がある。受講者が在籍する大学に相談窓口を設けてはどうか。

○平成27年度プログラム受講者の資質能力の変容について

【実施方法】

- ・受講者による自己評価：講座の開始及び終了時に実施
- ・教師力養成体験実習実施校による評価：実習①終了時及び実習②終了時に実施

【評価方法】

- ・項目ごとに、5段階で評価

受講者：5(十分にできている)→1(できていない)

実施校：5(非常に優れた資質能力を有している)→1(教員としての資質能力がない)

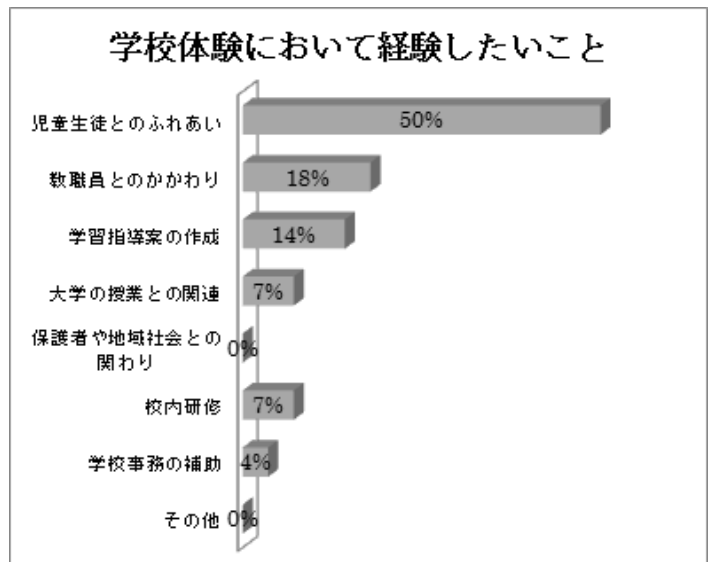
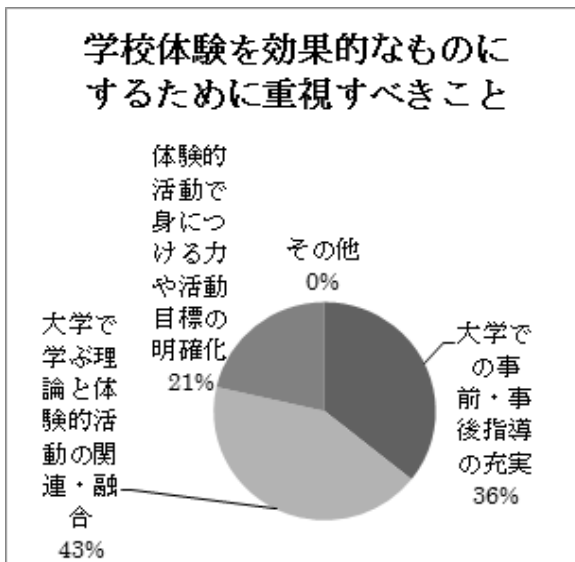
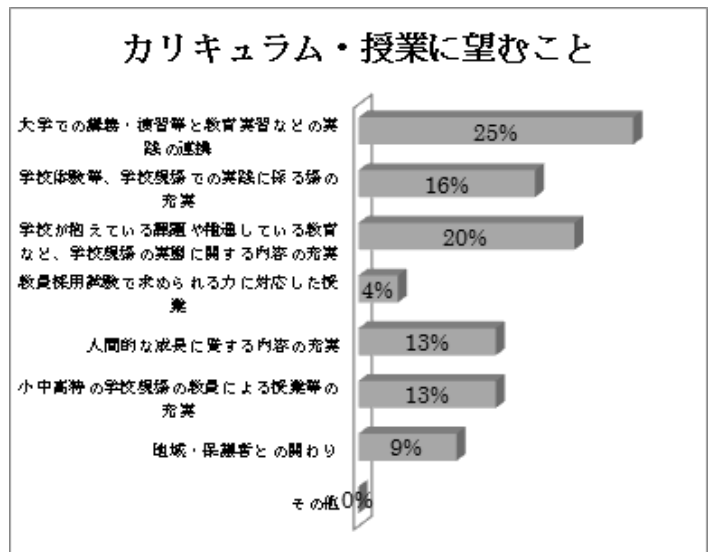
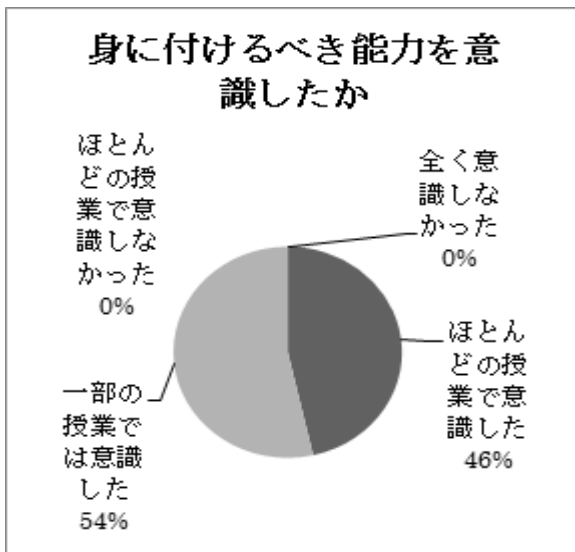
◆受講者の資質能力の変容

評価項目		達成目標	評価平均値			
			受講者		実施校	
			前	後	①	②
学習態度	倫理観	①無断欠席・遅刻等をせず、挨拶、服装、言葉遣い等、社会人としての基本が身に付いた。	3.8	4.5	4.3	4.5
	自己研鑽への意欲 チャレンジ精神	②指導担当教員等からの指導や助言を改善につなげ、何事にも積極的に挑戦した。	3.7	4.3	4.1	4.5
教職への意欲	使命感 情熱・意欲	③学校の仕組みや教員の仕事の内容、さらには職責を十分理解した。	3.0	3.8	3.6	3.8
		④教職へ熱意・関心を持ち、実習等に対して主体的な取組をした。	4.0	4.4	4.3	4.6
児童生徒指導理解等	児童生徒の共感的理解 人権尊重の精神 コミュニケーション能力 生徒指導に係る指導力 教育的愛情	⑤児童生徒と積極的に関わりをもととするなど、児童生徒理解に努めた。	4.1	4.7	4.4	4.8
		⑥児童生徒の声を受け止め、受容的・共感的な態度で接し、良好な関係を築いた。	3.7	4.4	4.2	4.4
		⑦必要に応じて毅然とした態度で児童生徒に接し、個別や学級等の集団に対して適切に指導した。	3.0	3.4	3.3	3.7
学習指導	幅広い教養 専門的知識 技能	⑧観点をもって授業を観察し、自分の取組に生かした。	3.3	3.9	3.8	4.0
		⑨発問や説明、板書、児童生徒への適切な対応など基礎的な指導技術を身に付けた。	2.8	3.4	3.7	4.2
		⑩支援を要する児童生徒に積極的に関わり、適切な支援を行うための指導方法を身に付けた。	2.9	3.5	3.7	4.0
総合評価			3.4	4.0	3.8	4.3

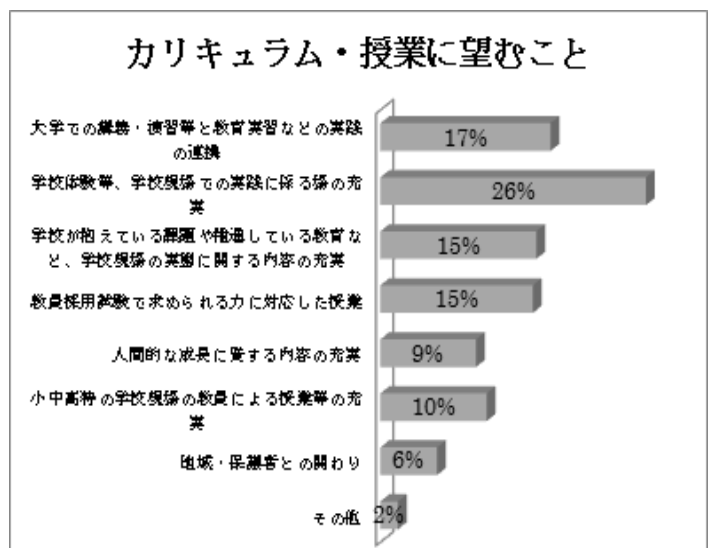
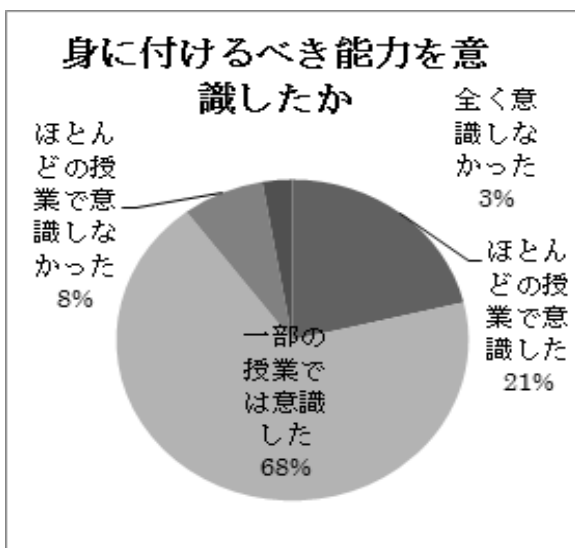
- ・受講者の全ての評価項目の平均値が上昇しており、本プログラムを通して資質能力が向上したと感じている。
- ・実施校の評価についても全ての評価項目において平均値が上昇しており、指導により資質能力が向上したと感じている。
- ・受講者、実施校ともに評価項目③、⑦、⑧、⑨、⑩の平均値が相対的に低くなっており、実践的指導力の育成に向けて、プログラムの改善及び大学の指導の充実が必要である。

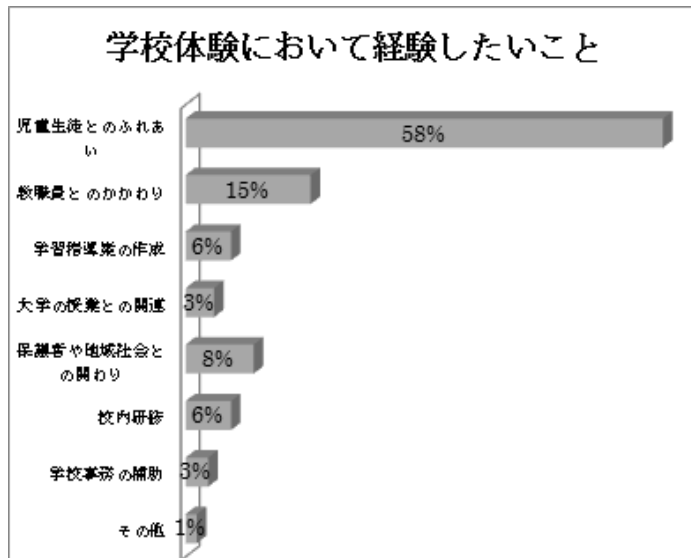
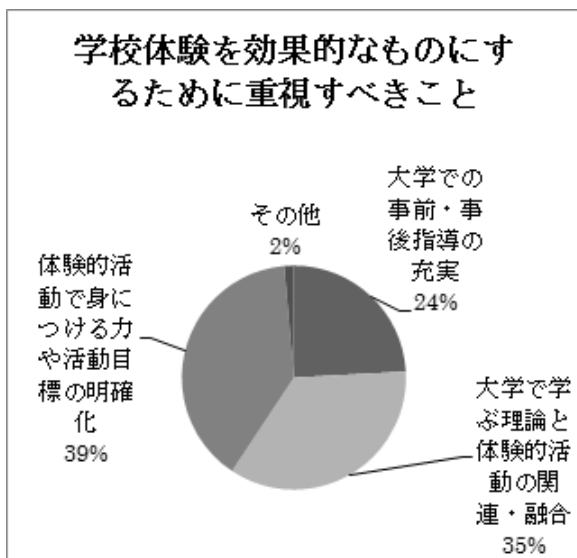
■教員養成等検討協議会に参加している大学において、教職課程をとっている4年生を対象に「大学における教員養成課程のカリキュラム・授業及び教員採用試験に係るニーズ調査」を実施し、平成26年度における教師力向上プログラムの成果の検証を行った。

◆山口県教師力向上プログラムに参加した学生（27名）



◆「教師力向上プログラム」、「教員をめざす学生の学校体験制度」、「学校支援ボランティアを10日以上」参加のいずれにも該当しない学生（147名）





- ・ 教師力向上プログラムに参加した学生は、100%の学生が、身に付けるべき能力を意識しながら授業に取り組んでおり、高い意識で大学の授業に臨んでいる。
- ・ 山口県教師力向上プログラムに参加した学生は、学校体験を等が十分でない学生に比べて、大学のカリキュラムや授業に対して、「大学での講義・演習等と教育実習などの実践の連携」の割合が高くなっている一方で、「教員採用試験に対応した授業」を望む割合が低くなっている。また、学校体験を効果的にするためには、「大学での事前・事後指導の充実」や「大学で学ぶ理論と体験的活動の関連・融合」の割合が高くなっており、教師力向上プログラムの研修内容を、大学の学修の中で行えるよう期待していることがうかがえる。

⑤ 事業成果を踏まえた今後の方向性

- 講者や実施校の負担とならないスケジュールについて検討を行う。
- 教師力養成講座の受講内容について改善・充実を図る。
- 教師力養成体験実習における指導内容、指導項目及び評価の在り方について検討を行う。
- 平成26年度（第1期）プログラム修了者26人が平成28年4月から本県教員として正式採用になることから、これらの者を受講者のメンターとすることで、受講者の学びを深めるとともに、修了年度を超えた修了者同士の人間関係を構築し、県全体として学び続ける教員集団づくりを行う。
- 平成26年度（第1期）プログラム修了者を対象として、アンケートや聞き取りを行うことにより、プログラム成果の検証を行うとともに、一層の改善・充実を図る。

(3) 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

① 趣旨

数日間で実施している選考試験とは別に、教師力向上プログラムでの教育実践の状況や講義での学習状況等を面接、実習評価、教育実践や講義に関するレポートなどを通して、受講者の意欲や人物、実践的指導力、適性等について、長期的かつ多面的に評価し採用する制度を構築する。

② 事業内容

○ 概要

教師力向上プログラム修了者については、プログラムで身に付いた資質能力を評価し、教員採用選考の一部を免除するなど特別選考で採用する。

○平成28年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験における教師力向上プログラム修了者を対象とした特別選考の内容

- ・名称：山口県教師力向上プログラム修了者特別選考
- ・志願区分：小学校
- ・要件：平成26年度教師力向上プログラムを修了した者
- ・試験項目：第一次試験：教科専門

※プログラムの受講を通して、教職専門及び集団面接（討議）において評価する能力が実証されたため、試験を免除。

第二次試験：適性検査、小論文、集団面接（模擬授業・討議）、個人面接、実技

○選考結果

◆志願者数及び合格者数等

志願者数	第一次試験		第二次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	名簿記載予定者数
27 ※1	27	26	26	26 ※2

※1 平成26年度プログラム修了者全員が、本県教員採用試験を受験

※2 名簿記載予定者全員が、採用前教職インターンシップに参加

③ 取組の成果

新規学卒者を対象とした教員採用試験の各試験項目の分析の結果、教師力向上プログラム修了者は未修了者と比較して優秀な成績を収めており、プログラムによる資質能力の向上が確認できた。

④ 成果を踏まえた今後の方向性

教師力向上プログラム修了の新規採用者について、学校現場での実践状況を把握することにより、プログラムで身に付けた資質能力の評価の在り方について検証を行う。

(4) 採用前教職インターンシップ

① 趣旨

新規学卒採用予定者が、自信をもって4月から教壇に立つことができるよう、採用予定決定後、大学卒業までの期間に教育実践を積むことで、児童生徒を理解し、惹きつける豊かな人間性や子どもたちの確かな学力の育成を図る授業力、生徒指導に関する力などの実践的指導力の向上を図る。

② 事業内容

○概要

県教委が指定する学校において、一定期間学校を訪問し、授業実践と教員の業務の補助を行う。

- ・長期型……11月～2月の間、大学の講義のない曜日に実施校を訪問し、授業実践や教育実践を行う。
- ・短期連続型……一定期間に集中して実施校を訪問し、授業実践や教育実践を行う。

○対象者

平成28年度山口県公立学校教員採用候補者名簿記載予定者の内、平成28年3月に大学又は短期大学を卒業予定の者及び大学院を修了予定の者。ただし、小学校教諭及び養護教諭採用候補者に限る。（大学院2年生、大学4年生、短期大学は2年生）

※ 教師力向上プログラム修了者は、参加が必須

○実施時期及び期間

平成27年11月5日（木）～平成28年2月29日（月）の5日程度

○主なスケジュール

平成27年10月 7日 募集案内の送付

平成27年10月 8日～10月21日 申込期間

平成27年10月22日～10月30日 実施校調整

平成27年11月 4日 実施校決定連絡

平成27年11月 5日～11月20日 実施校担当者による参加者への面接、実施計画作成

平成27年11月 6日～平成28年2月29日 インターンシップの実施

インターンシップ終了後1週間以内 報告書等の提出

○周知方法

教員採用試験の通知に、募集案内等を同封するとともに、教育庁教職員課のウェブページに要項等を掲載

③ 実施状況

○参加者：小学校61人、養護教諭2人

○実施校等：10市38校

○実施方法及び実施日数

◆実施日数別参加者数

実施方法	5	～6	～7	～8	～9	～10	10超	合計
長期型	11	4	2	1	2	2	5	27
短期型	28	2	0	0	2	3	1	36
合計	39	6	2	1	4	5	6	63

○教育実践内容

- ・実施校は、参加者が採用予定者であることから、授業実践を多く実施させている。
- ・参加者は、採用前ということで、学級経営の在り方について注目し実習を行っている者が多い。また、職員会議や校内研修会等への参加を経験したものも多くおり、教員の業務全体を具体的にイメージすることができている。
- ・今年度拡充した養護教諭では、2人とも学校保健委員会に合わせて日程調整を行い実施している。また、年度当初には各種検診があることから、実施方法等について直接指導を受ける機会となっている。

④ 取組の成果と課題

参加者には報告書を提出させるとともに、全インターンシップ終了後、市教育委員会及び実施校に対して、アンケート調査を実施した。また、今年度に採用となった平成26年度の参加者に対して、聞き取り調査を実施した。

その中で、実施スケジュール、受入人数、実施期間については、課題とする回答はなかった。

《成果》

- ・自分のよさや課題に気付き、4月までに準備ができるのでよかった。
- ・1日担任をしたことで、学習指導以外に給食指導、清掃指導など担任の仕事の大変さを実感することができた。
- ・教育実習等では体験することのできなかつた校内研修や委員会活動、職員会議等にも携わることができ、4月からの教職生活を具体的にイメージすることができた。
- ・採用を控えた時期にインターンシップをすることにより、意識を高く持つことができ、具体的な視点で学習指導、生徒指導等の実践を見ることができた。
- ・実施時期や実践内容について、実施校と参加者との相談で決めることができるため、柔軟に対応できることで実施校の負担も少なく、充実したインターンシップとなった。

- ・大学在学中に、大学のカリキュラム以外に学校現場を体験する機会を設けることは、教職に就くことの自覚を高めることに確実に繋がっている。
- ・若手を育てていこうという人材育成の必要性を感じ、意識が高まった。
- ・要配慮児童へのサポートやT T体制での授業実践などにより、児童一人ひとりに目が行き届くようになり、学校の教育活動が充実した。
- ・若く活動的な学生に刺激を受け、若手や中堅教員は、特に先輩教員としての自覚が高まっていた。

《課 題》

- ・必ず授業実践を行うなど、ある程度の実践プログラムを定めておく方がよい。
- ・半日単位での実践も認めてもらうと、より充実した実施計画を立てることができる。
- ・教育実習の実施校でインターンシップを行うと、学校の状況等が把握できているため、打合せ等がスムーズにできる。
- ・担当教員への礼状やお便りを出した児童への返答があるとよい。
- ・今後、参加者は増加することが予想されるため、大学又は生活根拠地から離れた学校での実習ができる仕組みになるとよい。
- ・大学において、本制度の理解が進み、欠席とはならない特別な措置や単位化等があると、もっと学生が参加するのではないか。

⑤ 事業成果を踏まえた今後の方向性

- 今年度の参加者は、対象者の約半数に止まっていることから、本事業に参加したメリットや成果について周知について改善を図り、参加率を上昇させる。
- 中学校、高等学校、特別支援学校及び平成30年度から新規採用予定の栄養教諭への対象の拡大について検討を行う。

「教員をめざす学生の学校体験制度」実施要項

平成27年5月改正
山口県教育委員会

1 趣旨

教員を志望する学生が、早い段階で教員という職の魅力を実感し、教育に対する意欲を高めることができるようにするため、山口県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が各市町教育委員会と連携し、県内の公立の小学校、中学校又は高等学校（以下「公立学校」という。）において教育活動を体験する機会を設ける。

2 対象者

大学又は短期大学に在学し、教員を志望する大学1年生又は2年生（短期大学にあつては1年生に限る。）

3 実施校の指定

県教育委員会は、市町教育委員会と協議し、県内の公立学校の中から教育活動の体験（以下「学校体験」という。）を実施する学校（以下「実施校」という。）を指定する。

4 実施時期及び期間

学校体験の実施時期は原則として9月とし、期間は1週間を超えない範囲で、学校体験を希望する学生と実施校が調整して決定する。

5 学校体験の内容等

(1) 学校体験の内容

学習活動、学校行事、部活動及びその他学校教育活動の補助とし、実施校が学校ごとに定めるものとする。

(2) 実施校の概要の公表

県教育委員会は、実施校の概要を教職員課のWebページに掲載する。

6 申込手続

(1) 申込先及び申込方法

学校体験を希望する学生は、実施校の概要を確認の上、県教育委員会に申込書（別記様式1）及び参加確認書（別記様式2）を提出する。

(2) 申込期間

6月から7月までの別に定める期間とする。

7 学校体験を実施する学生の決定

(1) 県教育委員会の調整

県教育委員会は、実施校のニーズや受入可能人数等を踏まえ、各実施校において学校体験を希望する学生を調整し、その学生の申込書を実施校に送付する。

なお、県教育委員会は、学校体験を希望する学生の申込みが各実施校の受入可能人数を超えた場合は、他校での実施等、調整を図る。

(2) 実施学生の決定

実施校の校長は、学生と面接を行い、当該実施校で学校体験を実施する学生（以下「実施学生」という。）を決定し、学生に連絡する。

なお、面接の結果、受入ができないと判断した場合には、その旨を学生と県教育委員会に連絡する。

8 学校体験終了後の報告

実施学生は、学校体験終了後に報告書（別記様式3）を県教育委員会に提出する。

9 損害保険への加入

実施学生は、実施校での活動及び移動中の事故、実施校の児童生徒等他者への傷害、財物破損等の事態に備え、本人を被保険者とした損害保険に加入するものとする。

10 経費等

学校体験の参加料は徴収しないものとする。ただし、損害保険加入料、交通費、昼食代等は、自己負担とする。

11 「山口県教師力向上プログラム」における取扱い

「教員をめざす学生の学校体験制度」への参加は、県教育委員会が実施する「山口県教師力向上プログラム」のエントリー資格・推薦基準の一つとして位置付ける。

12 その他

この要項に定めるもののほか、教員をめざす学生の学校体験制度の実施について必要な事項は、別に定める。

やまぐちで教員になる夢を育む「教員をめざす学生の学校体験制度」Q & A

Q 1 教員をめざす学生の学校体験制度を実施する目的は何ですか？

教員をめざす学生の皆さんにとっては・・・

教員を志望する学生の皆さんが、実際に、児童生徒とふれあったり、教員の仕事に接したりする体験を通して、教員という職の魅力を実感することにより、教育に対する意欲の向上を図ることを目的として実施するものです。

また、こうした学校体験を大学1、2年生（短期大学は1年生）という早い段階で経験することにより、大学4年間で強い目的意識をもったものとなり、将来の教育実習にも、自信と見通しをもって取り組むことができるようになると思っています。

学校にとっては・・・

教員をめざす若い皆さんが学校体験に一生懸命取り組む姿は、学校の活性化につながります。特に、山口県ではキャリア教育に力を入れていますので、皆さんの夢の実現に向けた歩みは児童生徒により影響を与えるものと期待しています。

また、夏休み明けの9月は、運動会など学校行事が多い時期ですので、皆さんが先生方と一緒に教育活動を行ったり、先生方の教育活動を補助したりすることにより、児童生徒一人ひとりに目が行き届き、学校の教育活動がより充実することとなります。

教育委員会にとっては・・・

これまで学校の中核を担っていたベテランの先生方が大量に退職していき、これに伴い採用者数も増加していくことが見込まれます。こうした中、子どもたちへの教育を充実させるため、教育への熱い思いをもった、若い教員を育成することが急務になっています。

Q 2 どの学校で実施するのですか？

平成27年度は、次の42校で実施します。

地域	小学校	中学校	高等学校等
岩国地域	岩国市立麻里布小学校	岩国市立東中学校	岩国総合高等学校
柳井地域	柳井市立柳井小学校	柳井市立柳井中学校	
周南地域	下松市立下松小学校	下松市立下松中学校	華陵高等学校
	光市立光井小学校	光市立光井中学校	
	周南市立富田東小学校	周南市立太華中学校	
山口・防府地域	山口市立湯田小学校	山口市立湯田中学校	山口中央高等学校 山口農業高等学校 山口総合支援学校
	山口市立良城小学校	山口市立平川中学校	
	山口市立大歳小学校		
	山口市立平川小学校		
	山口市立大内南小学校		防府高等学校 防府商工高等学校
	山口市立上郷小学校	防府市立桑山中学校	
	防府市立松崎小学校	防府市立佐波中学校	
	防府市立華城小学校		
厚狭地域	宇部市立上宇部小学校	宇部市立神原中学校	下関中等教育学校
	山陽小野田市立小野田小学校	山陽小野田市立小野田中学校	
下関地域	下関市立勝山小学校	下関市立勝山中学校	萩高等学校
	下関市立長府小学校	下関市立長成中学校	
萩地域	萩市立椿西小学校	萩市立越ヶ浜中学校	

Q 3 実施校では、どのような体験ができるのですか？

教育実習では、授業の準備などに追われ、十分に子どもたちとふれあえなかったという意見もあります。

そこで本制度では、例えば、小学校では、休み時間に子どもたちとたくさん遊ぶなど、子どもたちとしっかりふれあうような体験をしていただきたいと思います。

具体的には、学習活動、学校行事、部活動、その他学校教育活動の補助等、実施校が定めることとしていますが、概ね次のような活動を想定しています。

- 学習活動の補助・・・授業中の学習指導の補助、宿題や質問への対応
- 学校行事の補助・・・運動会等の練習時の補助
- 部活動の補助 など

Q 4 県外の大学に在学しています。制度を利用できますか？

県外の大学に在学している方も対象としていますので、制度を利用することができます。

Q 5 各実施校で学校体験ができる人数に制限はありますか？

あります。

学校体験を希望する学生の申込みが各実施校の受入可能人数を超えた場合は、これを先着順として申込みの受付を締め切ることとしています。

Q 6 大学の授業の関係で2、3日しか時間がとれません。学校体験はできるのですか？

やむを得ない事情により、2、3日しか学校体験ができない場合でも、実施校との調整がつけば可能です。

「学校体験の実施時期は原則として9月とし、期間は1週間を超えない範囲で、学校体験を希望する学生と学校体験実施校が調整して決定する」こととしています。調整がつかないときは、実施校の変更など、希望に添えない場合があります。

Q 7 もし、体験活動中に児童生徒がけがをしたときの責任はどうなりますか。また、実施校への移動中に自分が事故にあった場合はどうなるのでしょうか？

学校での活動及び移動中の事故、受入校の児童生徒等他者への傷害、財物破損等の事態に備え、本人を被保険者とした損害保険等に加入していることを、この制度への参加条件としています。

Q 8 申込みから実施までの流れについて教えてください。

①実施校の選択 と必要書類の入手

学校体験実施校を確認するとともに、必要書類を入手する。

- [必要書類] ▽実施要項及びQ & A
▽申込書（様式1）
▽参加確認書（様式2）
▽ボランティア保険について
▽報告書（様式3）

[入手方法]

山口県教育庁教職員課Webページからのダウンロード
山口県教育庁教職員課及び各大学（県内のみ）で直接受け取り可

②申込書等の提出

山口県教育庁教職員課に次の書類を提出する。

[受付期間] 6月11日(木)～7月13日(月)

※ 申込みが各実施校の受入可能人数を超えた場合は、これを先着順として、募集を締め切ることがあるので注意してください。

[提出書類] ▽申込書（様式1）

※申込みの際は、在学する大学の指導教員や
就職担当課職員等による確認が必要です。

▽参加確認書（様式2）

▽損害保険等の加入証明書等の写し

既に参加している学生は提出。

申込み時点で加入していない場合は、学校体験実施日までに加入して教職員課に提出。

③実施の可否の連絡 (7月末)

山口県教育庁教職員課は、申込者に学校体験の実施の可否及び実施校名を連絡する。

④事前指導の実施 (7月末)

申込者は、学校体験実施の際の心構えや注意事項について、大学等で事前指導を受ける。

⑤実施校における面接

申込者は、実施校で面接を受ける。

⑥学校体験実施の決定

面接を受けた後、実施が決定したら、期間、時間帯、内容等について実施校の担当者と調整する。

学校体験の実施

⑦実施報告書の提出

活動終了後、報告書（様式3）を山口県教育庁教職員課に電子メールで送付する。

問い合わせ先
書類の提出先

山口県教育庁教職員課人事企画班

〒753-8501 山口県滝町1-1 ※提出方法は郵送又は持参

e-mail : a50200@pref.yamaguchi.lg.jp tel : 083-933-4550 fax : 083-933-4559

教員をめざす学生の学校体験制度

この制度は、教員を志望する学生の皆さんが、実際に児童生徒とふれあったり、教員の仕事に接したりする体験を通して、教員という職業の魅力を実感することにより、教育に対する意欲の向上を図ることを目的として実施するものです。



1 対象者 大学または短期大学に在学している教員志望者（大学1・2年生、短期大学は1年生）

2 活動内容等 学習活動の補助、学校行事の補助、部活動の補助等

3 実施時期・期間 平成27年9月（1週間以内）

4 備考 本制度への参加は、県教育委員会が実施する「山口県教師力向上プログラム」のエントリー資格・推薦基準の一つとして位置付けています。
※「山口県教師力向上プログラム」については、教職員課のWebページをご覧ください。

学校体験制度に参加して…

- ・教師になりたいという気持ちがより強くなったので、学校体験制度を利用してよかったです。
- ・大学の講義では学ぶことができない実際の学校現場や生徒の様子、また先生方の生の声を聞くことができ、大変有意義な時間を過ごすことができました。
- ・この体験を風化させないためにも、日頃の大学での授業をこの体験で学んだことと結びつけて考えていこうと思っています。
- ・今回のように積極的に子どもたちと関わる活動に参加し、一人ひとりの個性を見つける力を伸ばしていきたいです。

実施校の先生方から…

- ・「将来先生になってみたい」という気持ちから「素敵な先生になろう。そのためにもっと勉強していきたい。」という強い気持ちに変わっていったようです。
- ・日を追うごとに学生の表情が引き締まっていき、子どもへの接し方も上手になり、状況に応じた言動がとれるようになりました。
- ・自分が教員になるために、どのような資質能力を身につけていかなければならないか、大学で何を学んでいかなければならないかを考えるよい機会になったと思います。

5 実施校（平成27年度）

小学校（19校）		中学校（14校）		高等学校（8校）
岩国市立麻里布小学校	柳井市立柳井小学校	岩国市立東中学校	柳井市立柳井中学校	県立岩国総合高等学校
下松市立下松小学校	光市立光井小学校	下松市立下松中学校	光市立光井中学校	県立華陵高等学校
周南市立富田東小学校	山口市立湯田小学校	周南市立太華中学校	山口市立湯田中学校	県立防府高等学校
山口市立良城小学校	山口市立大歳小学校	山口市立平川中学校	防府市立桑山中学校	県立防府商工高等学校
山口市立平川小学校	山口市立大内南小学校	防府市立佐波中学校	宇部市立神原中学校	県立山口中央高等学校
山口市立上郷小学校	防府市立松崎小学校	山陽小野田市立		県立山口農業高等学校
防府市立華城小学校	防府市立佐波小学校	小野田中学校	下関市立勝山中学校	県立下関中等教育学校
宇部市立上宇部小学校	山陽小野田市立	下関市立長成中学校	萩市立越ヶ浜中学校	県立萩高等学校
	小野田小学校			
下関市立勝山小学校	下関市立長府小学校			特別支援学校（1校）
萩市立椿西小学校				県立山口総合支援学校

6 申込期間 平成27年6月11日(木)～7月13日(月)

7 申込み・問い合わせ先 山口県教育庁教職員課 人事企画班
〒753-8501 山口市滝町1番1号
電話 083-933-4550

学校体験制度Q&A

Q1 県外出身者なのですが、制度を利用できますか？

大学または短期大学に在学し、教員になりたいと考えている方であれば、制度を利用できます。県教育委員会では、山口県の優れた教育風土の中で、素晴らしい教員になるお手伝いをしたいと考えており、また、実施校での学校体験を通して、本県教育の素晴らしさを感じ、本県の教員をめざしていただければ、これに勝る喜びはありません。

Q2 大学の授業の関係で2、3日しか時間がとれません。学校体験はできますか？

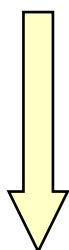
やむを得ない事情により、2、3日しか学校体験ができない場合でも、実施校との調整がつけば可能です。

「学校体験の実施時期は原則として9月とし、期間は1週間を超えない範囲で、学校体験を希望する学生と学校体験実施校が調整して決定する」こととしています。調整がつかないときは、実施校の変更など、希望に添えない場合があります。

Q3 申込みから学校体験の実施までの流れについて教えてください。

概ね次のとおりです。

① 実施校の選択と必要書類の入手



[必要書類]
▽実施要項及びQ&A
▽申込書
▽損害保険について
など

[入手方法]
▽教育庁教職員課Web ページ(ダウンロード)
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/index/>
▽山口県教育庁教職員課
▽県内各大学

② 申込書等の提出（山口県教育庁教職員課に郵送又は持参）



申込みの際は、在学する大学の指導教員または就職担当課職員等による確認が必要です。

③ 実施予定校の連絡



申込者に学校体験の実施予定校名を連絡します。

④ 実施予定校での面接



申込者は、実施予定校で面接を受けます。

⑤ 学校体験実施の可否の決定



受入が決定したら、学校体験の期間、時間帯、内容等について実施校の担当者と調整します。

学校体験の実施

⑥ 学校体験終了後、2週間以内に報告書の提出 (山口県教育庁教職員課に電子メール、郵送又は持参)

※ 詳しくは、山口県教育庁教職員課 Web ページをご覧ください。

「山口県で教員になる！」

— 教員をめざす学生を山口県が支援します。 —



教員をめざす学生を支援する「教師力向上プログラム」

教師力向上プログラム

教師力養成講座

教育課題に対する理解を深めるとともに、実践力を高めるための講座

教師力養成体験実習 (指定教育実習)

学校現場で、優れた指導力を有する教員のもと、実践的指導力を高める教育体験実習

山口県教育委員会

「 山 口 県 の 教 師 塾 」

実践的指導力を有する教員

採用前教職インターンシップ

【趣旨】

○教員に求められる実践的指導力を養うとともに、教職への適応力を高める。

【対象】

○採用候補者名簿掲載予定者

(大学4年生、短期大学2年生及び大学院2年生 等)

※「山口県教師力向上プログラム修了者特別選考」による採用候補者名簿掲載予定者は必須

【活動内容】

○学校における様々な教育活動に関する実践

【実施時期・期間】

○長期型：10月から翌年2月、短期連続型：2月

教員採用候補者選考試験における
『山口県教師力向上プログラム修了者特別選考』

教師力向上プログラム

教師力養成講座

【趣旨】

○教育課題に対する理解と優れた教育実践を学ぶことで、実践的指導力を高める

【対象】

○大学3年生、大学院1年生対象

【活動内容】

○授業づくり、学級経営、児童生徒理解等、各分野に関する学校現場での実践に基づく講義

○ちゃぶ台次世代コーホートへの参加

【実施時期・期間】

○10月から翌年2月

教師力養成体験実習（指定教育実習）

【趣旨】

○学習指導等の実践的指導力を高める

【対象】

○大学3年生、大学院1年生対象

【活動内容】

○学校現場で優れた指導力を有する教員のもと、授業づくり、学級経営、行事等、教育活動に関する演習

【実施時期・期間】

○11月から翌年2月

教員をめざす学生のための学校体験制度

【趣旨】

○教職の魅力の実感することで、教育に対する意欲を高める。

【対象】

○大学1・2年生、短期大学1年生対象

【活動内容】

○児童生徒とのふれあい、教員の仕事に接する体験

【実施時期・期間】

○9月（1週間程度）

「山口県教師力向上プログラム」について

1 目的

教育に対する使命感や情熱を有し、教員を強く志す者に対して、山口県の優れた指導力を有する教員の教育実践を学ぶ場を提供し、大学で身に付けた専門的知識の具現化を図ることにより、子どもたちの確かな学力の育成を図る授業力や生徒指導に関する力などの実践的指導力を養い、将来の山口県教育を担う人材を育成する。

2 教師力向上プログラムの内容

(1) 教師力養成講座

授業づくり、学級経営、児童生徒理解等、各分野に関する学校現場での実践に基づく講義を実施する。

(2) 教師力養成体験実習(指定教育実習)

学校現場で優れた指導力を有する教員のもと、授業づくり、学級経営、行事等、教育活動に関する演習を実施する。

3 実施期間

平成27年10月下旬から平成28年2月下旬まで

4 志望区分及び募集人数

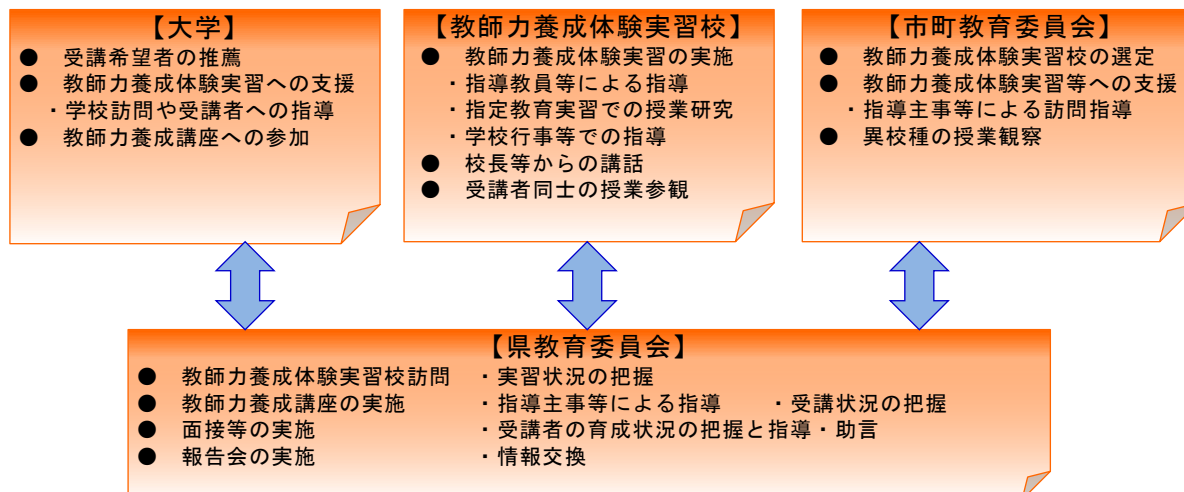
小学校教員志望者 30人程度

5 山口県が求める教師像


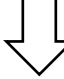

未来を担う子どもたちに あなたの熱い情熱を！

- 豊かな人間性と人権尊重の精神を身につけた人
- 強い使命感と倫理観をもち続けることができる人
- 児童生徒を共感的に理解し、深い教育的愛情をもっている人
- 幅広い教養と専門的知識、技能をもっている人
- 豊かな社会性をもち、幅広いコミュニケーションができる人
- 常に自己研鑽に努める意欲とチャレンジ精神のある人

6 教師力向上プログラム受講者の育成に向けた連携体制



■教師力向上プログラム実施スケジュール

対象者	月日	教師力向上プログラムの内容	
平成27年度 大学3年生 大学院1年生	7月 7日 (火)	・教師力向上プログラム受講者選抜試験実施要項発表 ・教師力向上プログラム事業案内発表	
	7月 8日 (水) ～8月 7日 (金)	・エントリー書類 (志願書、面接票、推薦書、成績証明書、受験票等)の提出	
	9月 6日 (日)	・教師力向上プログラム受講者選抜試験 (小論文、個人面接)	
	10月 8日 (木)	・選抜結果通知	
	10月21日 (水)	・教師力向上プログラム受講届提出期限	
	10月31日 (土)	・開講式・教師力養成講座①	 <p>■教師力養成体験実習① ・期間内 (11月2日～1月15日)に、学校体験制度経験者は4日以上、学校体験制度未経験者は6日以上、学校現場で体験実習を行う。</p>
	11月21日 (土)	・教師力養成講座②	
	12月19日 (土)	・教師力養成講座③	 <p>■教師力養成体験実習② (指定教育実習) ・期間内 (2月1日～2月19日)に6日以上学校で実習を行い、1回以上の授業研究を実施</p>
	1月 9日 (土)	・教師力養成講座④	
	1月23日 (土)	・教師力養成講座⑤	
	2月20日 (土)	・教師力養成講座⑥・報告会・閉講式	
		2月26日 (金)	・講座のレポート・体験実習の報告書等提出締切
		3月11日 (金)	・教師力向上プログラム修了認定
平成28年度 大学4年生 大学院2年生	5月	・平成29年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験出願	
	7月～8月	・平成29年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施 (山口県教師力向上プログラム修了者特別選考)	
	10月	・平成29年度山口県公立学校教員採用候補者名簿登載予定者発表	
	10月末 ～翌年2月末	・採用前教職インターンシップ実施 ※山口県教師力向上プログラム修了者特別選考による採用候補者名簿登載予定者は必須	

■「教師力養成講座」実施計画

- 各分野に関する学校現場での実践に基づく特別講義を実施
- 講師は各分野において優れた実践を行っている現職教員等

	日時	講座内容等（予定）	講師等
1	10/31（土） 10:00～16:30	・開講式 ・小学校における児童生徒理解 ・心の教育（道德の時間） ・A F P Yの理論と実践	・教育委員会関係各課 ・教育力向上指導員 ・学力向上推進リーダー 等
2	11/21（土） 10:00～16:30	・人権教育 ・小学校における特別支援教育 ・授業づくり ・学級経営	・教育委員会関係各課 ・教育力向上指導員 ・学力向上推進リーダー 等
3	12/19（土） 10:00～16:30	・体力の向上と健康づくり ～体力の向上～ ～健康づくり～ ・いじめ・問題行動への対応 ・小学校における外国語活動	・教育委員会関係各課 ・教育力向上指導員 ・学力向上推進リーダー 等
4	1/ 9（土） 13:00～17:30	・保護者との連携 （ちゃぶ台次世代コーホートへの参加）	・関係大学担当者 ・教育委員会関係各課 等
5	1/23（土） 10:00～16:30	・学校・家庭・地域の連携 ～コミュニティ・スクール及び地域協育 ネットの取組～ ・国語の模擬授業 ・理科の模擬授業	・教育委員会関係各課 ・教育力向上指導員 ・学力向上推進リーダー 等
6	2/20（土） 10:00～16:30	・安心・安全な環境づくりと安全教育 ・講話「若き教員に期待する」 ・報告会 ・閉講式	・教育委員会関係各課 ・教育力向上指導員 ・学力向上推進リーダー 等

■「教師力養成体験実習」実施計画

- 学力向上推進リーダーのもと、学校現場で授業に関する演習を実施
- 学校現場の教員のもと、学校現場で授業、学級経営、行事等、教育活動に関する演習を実施

教師力養成体験実習① 11月2日（月）～1月15日（金）	
【実習校】	県教育委員会が指定する学校
【実習回数】	学校体験制度経験者は、期間内に4日以上 学校体験制度未経験者は、期間内に6日以上 ※実習校で学校支援ボランティア等を行っている場合は、体験実習の日数にカウントすることを認める。
【活動内容】	（授業・学級経営・生徒指導） ・授業参観、教材準備 ・学習に遅れのある児童への支援 ・読書タイムの読み聞かせ ・給食指導の補助、清掃活動の支援 （教育活動全般） ・登校時、下校時のあいさつ指導 ・地域との連携活動への参加 （教員の仕事全般） ・校内研修への参加 ・学校行事の準備・実施の際の補助、校外行事への指導補助
	・放課後の補習における指導 ・特別な支援が必要な児童への支援 ・学級活動の補助 ・保護者対応・保護者との交流
教師力養成体験実習②（指定教育実習） 2月1日（月）～2月19日（金）	
【実習校】	教師力養成体験実習校
【実習回数】	期間内に6日以上学校で実習を行い、1回以上の授業研究を実施
【活動内容】	（授業づくり） ・授業参観 （教育活動全般） ・学校の教育活動全般の支援・補助 （教員の仕事全般） ・校内研修への参加 ・学校行事の準備・実施の際の補助、校外行事への指導補助
	・指導案作成、教材準備 ・授業及び授業研究 ・登校時、下校時のあいさつ指導 ・地域との連携活動への参加

山口県教師力向上プログラムに関する問い合わせ

山口県教育庁教職員課人事企画班

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

電話 083-933-4550 (直通)

HPアドレス <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/index/>

平成27年度
山口県教師力向上プログラム
受講者選抜試験実施要項

山口県教育委員会

平成27年度山口県教師力向上プログラム受講者選抜試験実施要項

1 目的

この試験は、平成27年度山口県教師力向上プログラムの受講者となることを志願する者について、その選抜に当たっての資料とするために実施する。

2 志願区分及び募集人数

小学校教員志望者 30人程度

3 対象者

- (1) 小学校教諭一種免許状課程認定大学（大学院を含む。）に在籍し、平成29年3月に卒業又は修了見込みで、「エントリー資格・推薦基準」に基づき学長・学部長及び研究科長（以下「学長等」という。）が推薦する者
- (2) 教師力向上プログラム（教師力養成講座・教師力養成体験実習（指定教育実習））に全て参加できる者

4 エントリー資格・推薦基準

山口県公立小学校の教員を強く志望する者で、次の(1)から(6)までの全てを満たす者

- (1) 子どもへの深い教育的愛情をもち、子どもの指導に労を惜しまず取り組み、自らの指導力を向上させていこうとする者
- (2) 心身ともに健康であり、学業成績及び人物ともに高く評価できる者
- (3) 小学校教諭の普通免許状を有する者又は平成28年度中に取得見込みである者
- (4) 平成29年度（平成28年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験を受験する者
- (5) 原則として、次のア～ウのいずれかに該当する者

※ 平成27年度の募集においては、該当が無い場合もエントリーを認める。

ア 山口県の「教員をめざす学生のための学校体験制度」に参加した経験がある者

イ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において体験活動やボランティア活動等を経験し、その経験を大学において単位認定されている者

ウ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において体験活動やボランティア活動等を10日以上経験し、その経験を学長等が証明できる者

- (6) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者

5 エントリー手続

(1) 推薦

学長等は、「エントリー資格・推薦基準」に基づき被推薦者を決定するものとする。

(2) エントリー書類等

ア 志願書（様式1）

志願者は、必要事項を記入の上、所定欄に写真を貼り、大学に提出する。

学長等は、志願書の記載内容を確認し、学長等の印（以下「公印」という。）を押印する。

イ 面接票（様式2）

志願者が作成し、所定欄に写真を貼り、大学に提出する。

ウ 推薦書（様式3）及び被推薦者一覧表（様式4）

学長等が作成し、所定の位置に公印を押印する。なお、推薦理由は具体的に記載すること。

エ 成績証明書（大学所定の様式）

平成27年度前期末までの成績証明書を提出する。ただし、平成27年度前期末の成績が確定していない場合は、平成26年度末までの成績証明書を提出する。

オ 受験票（様式5）

受験番号以外の氏名、フリガナ及び在籍校名は、志願者が記入して大学に提出する。

カ 受験票返送用封筒

長形3号の封筒に大学の郵便番号、所在地、大学名及び所管部署名を明記する。

(3) エントリー書類等の提出

ア エントリー期間

平成27年7月8日（水）～8月7日（金）（必着）

イ エントリー書類等の提出方法

大学が取りまとめの上、一括して郵送又は持参する。

なお、志願書、面接票、推薦書、成績証明書及び受験票は、被推薦者ごとにまとめて被推薦者一覧表の番号順に重ね、被推薦者一覧表を一番上にして、受験票返送用封筒と共に封筒に入れ、山口県教育庁教職員課人事企画班宛て親展扱いとし、簡易書留で郵送するか持参する。

(4) 受験票の交付

エントリー書類の点検後、受験票返送用封筒により大学所管部署に受験票を郵送するので、志願者は大学を通じて受領する。

6 選抜試験

小論文（50分間）、個人面接を実施する。

(1) 各試験項目における試験内容及び評価の視点

試験項目	試験内容	評価の視点
筆記試験	小論文	教育観、教育に対する情熱・意欲や使命感、表現力
面接試験	個人面接	教育的愛情、教育観、教育に対する情熱・意欲

(2) 試験日時等

ア 日時 平成27年9月6日（日） 小論文、個人面接
集合時刻は、受験票の交付時に指示する。

イ 会場 山口県セミナーパーク内 一般研修棟（山口市秋穂二島1062番地）
集合場所は、受験票の交付時に指示する。

7 選抜方法

合格者の選抜は、小論文、個人面接の結果、志願書、推薦書及び成績証明書の審査結果に基づき行う。

8 選抜結果の通知

- (1) 平成27年10月8日（木）選抜結果を学長等宛てに郵送により通知する。
なお、同日午前10時に、山口県教育庁教職員課のホームページ（<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/index/>）に合格者の受験番号を掲載する。
- (2) 合格者には、学長等を通じて合格通知書（様式6）及び受講届（様式7）を交付する。

9 受講手続

- (1) 合格者は、大学の指示に従い受講届を大学に提出する。大学は、次の(2)アの日までに合格者全員の受講届を一括して郵送又は持参するものとする。指定期日までに受講届の提出がされなかったときは、受講の意思がないものとみなす。
- (2) 提出期限等
 - ア 日時 平成27年10月21日（水）必着
 - イ 提出先 山口県教育庁教職員課人事企画班（山口県庁14階）
〒753-8501 山口市滝町1番1号
電話 083-933-4550
- (3) 注意事項
受講辞退は、大学を通じて受講辞退願（様式8）が提出され、山口県教育委員会がその理由を正当と判断した場合に限り認める。

10 受講辞退勧告

教師力向上プログラム受講開始後、次に例示する場合など、教師力向上プログラムの理念に照らし、教師としての資質能力に課題がある場合には、受講を取り消すことがある。

- (1) 教師力養成講座及び教師力養成体験実習（指定教育実習）において遅刻、私事欠席、授業の不実施等があった場合
- (2) 報告書等の提出期限に繰り返し遅れた場合、また、剽窃行為があった場合

11 修了判定

教師力養成講座及び教師力養成体験実習（指定教育実習）の全てについて、別に定める修了判定基準を満たした場合に、山口県教師力向上プログラムの修了を判定する。ただし、平成29年3月までに大学を卒業できないことが明らかになった場合、及び平成28年度中に小学校教諭の普通免許状を取得できないことが明らかになった場合は、修了の判定を行わない。

12 山口県公立学校教員採用候補者選考試験における特別選考の実施

平成27年度山口県教師力向上プログラムを修了した者は、平成29年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験において、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の対象者とする。

13 その他

エントリー書類に記載された事項のうち、教師力養成体験実習校（受講者が教師力養成体験実習及び指定教育実習を行う学校をいう。）への配置を決定するために必要な事項については、山口県教師力向上プログラムと連携する市町教育委員会へ情報を提供することがある。

【様式一覧】

様式番号	名 称	作 成 者
様式1	志 願 書	志願者・学長等
様式2	面 接 票	志 願 者
様式3	推 薦 書	学 長 等
様式4	被推薦者一覧表	学 長 等
様式5	受 験 票	志 願 者
様式6	合 格 通 知 書	山口県教育委員会
様式7	受 講 届	志 願 者
様式8	受 講 辞 退 願	志願者・学長等

(様式1)

平成27年度山口県教師力向上プログラム志願書

写真貼付欄

- 1 上半身、脱帽、正面の白黒又はカラー写真で、3か月以内に撮影したもの
- 2 縦4cm×横3cmのもの
- 3 写真裏面に大学名、氏名を記入の上、全面をのり付けする

平成27年 月撮影

※印の欄は記入しないこと。

受験番号	※	志願区分	小学校
教育職員免許状			
校種	種類	教科	取得状況
小学校	一種	全科	1 取得見込 2 取得
			1 取得見込 2 取得
			1 取得見込 2 取得
			1 取得見込 2 取得
			1 取得見込 2 取得
フリガナ			性別
氏名	(氏)	(名)	生年月日
			昭和 平成
	年	月	日
出願時	現住所	〒	
	最寄駅	(最寄駅までの交通手段) 徒歩 分 , バス 分 , 自転車 分	
	電話番号	自宅	携帯
受講開始後	現住所	〒	
	最寄駅	(最寄駅までの交通手段) 徒歩 分 , バス 分 , 自転車 分	
	電話番号	自宅	携帯
大学名	(学部・学科・専攻)		
卒業区分	卒業見込み	修了見込み	
学校種別	大学	大学院	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

大学名 _____

学長等名 _____



(様式2)

面接票

※印の欄は記入しないこと。

山口県教育委員会

受験番号	フリガナ		性別	写真貼付欄
※	氏名			1 上半身、脱帽、正面の白黒又はカラー写真で、3か月以内に撮影したもの
	生年月日	昭和・平成 年 月 日 年齢 歳 (平成27年9月6日現在)		2 縦4cm×横3cmのもの 3 写真裏面に大学名、氏名を記入の上、全面をのり付けする
志願区分	小学校			
最終学歴	大学卒業見込み ・ 大学院修了見込み			平成27年 月撮影
山口県の教員を志望する理由				
教師力向上プログラム志望の理由				
学校教育で生かしたい得意とする領域や分野				
得意とする教科の領域や分野		得意とするその他の領域や分野		
学校教育に生かすことができる経験 (学校体験制度、学校ボランティア、その他の経験)				
特技・資格 (外国語の習得状況等)				

(様式3)

受験番号	※
------	---

推 薦 書

平成 年 月 日

山口県教育委員会 様

大 学 名

大学

学長等名

印

平成27年度山口県教師力向上プログラム受講者選抜試験実施要項に基づき、下記の者を推薦します。

記

フリガナ		性 別	生 年 月 日
氏 名			昭和・平成 年 月 日生

【推薦理由】

学業に関すること
学業以外の活動状況（ボランティア活動）
小学校の教員としての適性に関する事項
その他参考となる事項

(様式4)

被 推 薦 者 一 覧 表

平成 年 月 日

山口県教育委員会 様

大学名

大学

学長等名

印

平成27年度山口県教師力向上プログラム受講者選抜試験に、推薦する者は下記のとおりです。

記

番号	氏 名	性 別	学部・学科	※受験番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※受験番号欄は記入しないでください。また、被推薦者の氏名は五十音順で記入してください。

※11人以上は複数枚要提出。

エントリー書類の記入漏れなどの内容確認をすることがあるため、担当者の連絡先を記入してください。

所属・職名			
氏 名		電話番号	

(様式 5)

平成 27 年度
山口県教師力向上プログラム受講者選抜試験
受 験 票

受験番号	※
フリガナ	
氏 名	
在籍校名	大学
1 日 時 平成 27 年 9 月 6 日 (日) ※集合時刻は、受験票の交付時に指示する。	
2 会 場 山口県セミナーパーク内 一般研修棟 (山口市秋穂二島 1 0 6 2 番地) ※集合場所は、受験票の交付時に指示する。	
3 持参するもの 受験票、筆記用具	
4 選抜結果発表 平成 27 年 10 月 8 日 (木) 選抜結果を学長等宛てに通知するとともに、同日午前 10 時に、山口県教育庁教職員課のホームページに合格者の受験番号を掲載します。	
5 その他 受験票は、受講手続の際に必要となります。選抜試験終了後も大切に保管してください。	

(様式6)

受験番号	
------	--

平成27年度山口県教師力向上プログラム受講者選抜試験合格通知書

大学名

氏名

あなたは、平成27年度山口県教師力向上プログラム受講者選抜試験に合格し、受講予定者となったので通知します。

つきましては、平成27年度山口県教師力向上プログラム受講届（様式7）を提出してください。

平成 年 月 日

山口県教育委員会

(注意)

受講届を提出しない場合は、受講の意思がないものとみなします。

(様式7)

平成27年度山口県教師力向上プログラム受講届

山口県教育委員会 様

このたび、私は、平成27年度山口県教師力向上プログラム受講者選抜試験の合格通知を受けました。

つきましては、教師力向上プログラムの理念を踏まえ、受講者としての責任を果たすことを誓います。

平成 年 月 日

受験番号 _____

大学名 _____

本人氏名 _____ 印

本人住所 _____

電 話 _____

(様式8)

平成27年度山口県教師力向上プログラム受講辞退願

山口県教育委員会 様

私は、平成 年 月 日付平成27年度山口県教師力向上プログラム受講の合格通知を受けましたが、以下の理由により受講を辞退したくお願いします。

辞退する理由

平成 年 月 日

志願者住所 _____

氏名 _____ 印

学長等の所見

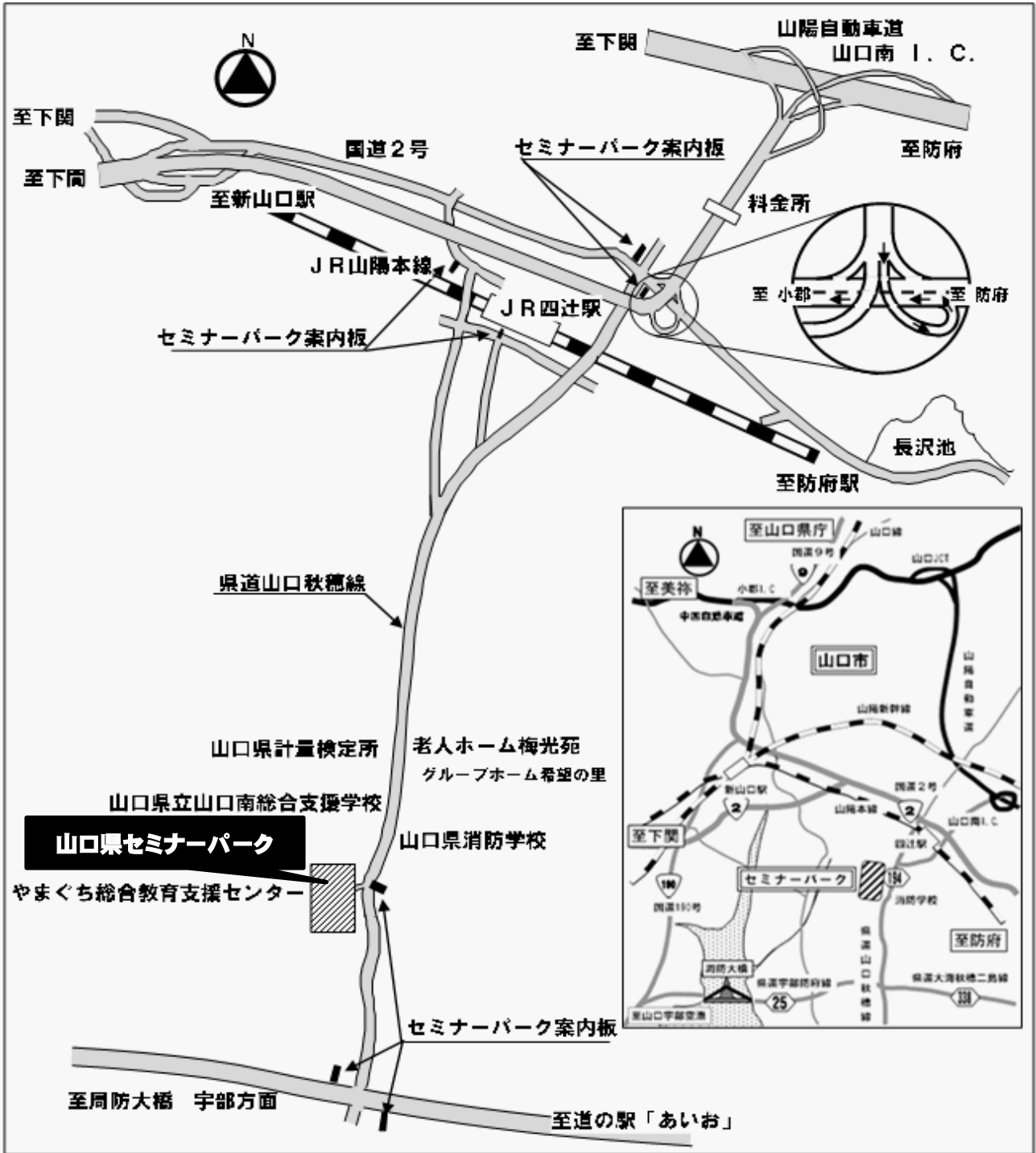
平成 年 月 日

大学名 _____ 大学

学長等名 _____ 印

【試験会場周辺図】

山口県セミナーパーク



山口県教師力向上プログラムに関する問い合わせ

山口県教育庁教職員課人事企画班

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

電話 083-933-4550 (直通)

HPアドレス <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/index/>

「採用前教職インターンシップ」実施要項

平成27年10月
山口県教育委員会

1 趣旨

新規学卒採用予定者が、教職への適応力を高めるとともに、教員に求められる実践的な指導力を培うことができるようにするため、山口県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が各市町教育委員会、大学等と連携し、県内の公立学校において教育実践を積むことができる機会を設ける。

2 対象者

平成28年度山口県公立学校教員採用候補者名簿掲載予定者の内、平成28年3月に大学又は短期大学を卒業予定の者及び大学院を修了予定の者。ただし、小学校教諭又は養護教諭採用候補者に限る。

3 実施校の指定

県教育委員会は、市町教育委員会と協議し、インターンシップを希望する新規学卒採用予定者（以下「希望学生」という。）のインターンシップ期間中の住所に基づき、県内の公立学校の中から教育実践を積むことができる学校（以下「実施校」という。）を指定する。

4 実施時期及び形態

インターンシップの実施時期は、原則として平成27年11月上旬から平成28年2月末までの間とし、日数は5日以上とする。実施形態は、長期型と短期連続型の2通りを設け、希望学生と実施校が調整して決定する。

(1) 長期型

大学等での授業のない曜日に継続的に実施校を訪問し、教育実践を行う。

(2) 短期連続型（長期型での参加が困難な者を対象に実施する。）

一定の期間に集中して実施校を訪問し、教育実践を行う。

5 実施計画の作成

希望学生は、実施校と調整して受入期間や日時を記した実施計画書を作成し、実施校及び県教育委員会に提出する。

6 教育実践の内容等

(1) 教育実践の内容

学習活動、学校行事及びその他学校教育活動の補助的内容とし、実施校が学校ごとに定めるものとする。

(2) 県教育委員会及び市町教育委員会の支援

県教育委員会及び市町教育委員会は、実施校における教育実践の充実に向けた支援を行う。

7 申込手続

(1) 申込先及び申込方法

希望学生は、県教育委員会に申込書（様式1）及び参加確認書（様式2）を提出する。

(2) 申込期間

平成27年10月8日（木）から平成27年10月21日（水）まで（必着）とする。

8 インターンシップ終了後の報告

希望学生は、インターンシップ終了後1週間以内に業務日報（様式3）及び研修報告書（様式4）を県教育委員会に提出する。

9 事故補償

希望学生は、実施校での活動及び移動中の事故、実施校の児童生徒等他者への傷害、財物破損等の事態に備え、本人を被保険者とした学生教育研究災害傷害保険に加え学研災付帯賠償責任保険等に参加するものとし、インターンシップ開始日までに加入申込書等の写しを実施校及び県教育委員会に提出する。

10 経費等

インターンシップへの参加料は徴収しないものとする。ただし、保険加入料、交通費、昼食代等は、自己負担とする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、インターンシップの実施について必要な事項は、別に定める。

「採用前教職インターンシップ」 Q & A

Q1 採用前教職インターンシップを実施する目的は何ですか？

新規学卒採用予定者にとっては・・・

学校を取り巻く環境が大きく変化中、新任の教員に対する期待も大きくなっています。こうした中、新規学卒採用予定者が、自信をもって4月から教壇に立つことができるよう、学校において教育実践を積むことにより、教職への適応力を高めるとともに、教員に求められる実践的な指導力を培うことを目的として実施するものです。

また、こうした教育実践を採用予定決定後から大学卒業までの期間に実施することにより、採用までの期間が強い目的意識をもったものとなり、4月採用に向けて、自信と見通しをもって準備に取り組むことができるようになると考えています。

実施校にとっては・・・

教職に対する意欲と情熱にあふれる若い皆さんが教育実践に一生懸命取り組む姿は、児童生徒はもとより学校の活性化につながります。

また、先生方と一緒に教育活動を行ったり、先生方の教育活動を補助したりすることにより、児童生徒一人ひとりに目が行き届き、学校の教育活動がより充実することになります。

教育委員会にとっては・・・

これまで学校の中核を担っていたベテランの先生方が大量に退職していき、これに伴い新規採用者も増加しています。こうした中、子どもたちへの教育を充実させるため、学習指導や生徒指導等を行う際に必要な基礎的な知識や技能を基盤とした実践的指導力等を身に付けた、若い教員を育成することが急務となっています。

Q2 どのような学校で実施するのですか？

新規学卒採用予定者が大学等の授業期間中でもインターンシップに参加することができるよう、申込書に記載された実施期間中の住所に基づき、地理的・交通的条件を満たしている地域で、教育委員会が所管する公立学校を対象としています。

Q3 教育委員会は採用前教職インターンシップを教員の養成・採用段階の取組のなかでどのように位置づけていますか？教員をめざす学生のための学校体験制度とは違うのですか？

教育委員会は、採用前教職インターンシップを大学との連携による教員の人材育成の一環として位置づけ、教員に求められる実践的な指導力の育成や様々な教育課題への対応など、教職への適応力を高めることを目的としています。参加者が提出する業務日報・研修報告書は、取組の成果の検証に活用し、教員養成課程の充実や初任者研修における指導にも役立てます。

実施校も、参加者が採用予定者であるということから、校内研修や学年会にも参加させるなど、学校体験制度や教育実習とは異なる踏み込んだ経験をさせています。

学校体験制度の場合は、例えば小学校では、休み時間に子どもたちとたくさん遊ぶなど、子どもたちとしっかりふれあうような体験（学習活動、学校行事、部活動、その他学校教育活動の補助等）を通して、教員という職の魅力を実感することにより、教育に対する意欲の向上を図ることを目的としています。

Q4 採用前教職インターンシップでは、どのような教育実践ができるのですか？

本制度で行うことのできる教育実践は、例えば、小学校教諭では、授業支援、補習・勉強会の支援、部活動指導の補助、学校行事の補助、特別な配慮を必要とする生徒への指導の補助・介助、進路指導の補助、図書館業務の補助、校務補助、外国人生徒の指導補助、などです。また、養護教諭では、簡単な応急処置等、傷病者の対応補助、健康診断、健康観察、疾病の予防と管理、環境衛生等の保健管理全般の補助、保健学習や委員会活動の支援・補助、保健室経営の補助、学校保健委員会の支援・援助、などです。

なお、これらの教育実践に当たっては、綿密な事前の打合せを実施し、教諭又は養護教諭の指導や立ち合い等の下で行っていただきます。

Q5 採用前教職インターンシップで新規学卒採用予定者が学校現場で活動する期間はいつからいつまでですか？

採用前教職インターンシップは、新規学卒採用予定者を対象に実施します。

そのため、採用を希望する場合の提出書類（初任給決定資料を除く）とともに、採用前教職インターンシップの申込書が提出されてから実施校を決定することになるため、11月上旬からの開始になります。また、終了時期は、学校現場で様々な教育実践が可能な2月末までとしています。

11月上旬から2月末までの期間に、大学等の授業に影響がない曜日に継続的に実施校を訪問し、教育実践を行うこととしています。学校における教員の様々な業務や学校行事を経験していただくため、長期型を基本として実施します。

また、教員の様々な業務を経験するためには、最低でも5日間は必要であるとの学校現場の声を反映して、日数は5日以上としています。

Q 6 採用前教職インターンシップで教育実践を行った実施校で、インターンシップ終了後も、引き続き学校の手伝いをする事は可能ですか？

期間終了とともに、採用前教職インターンシップでの研修は終了します。しかし、新規学卒採用予定者と実施校との間で合意が形成されれば、インターンシップ終了後も、ボランティアとして学校のお手伝いをしていただいても支障はありません。ただし、大学にその旨必ず届けるようにしてください。

Q 7 県外の大学に在学しています。制度を利用できますか？

県外の大学に在学している方も対象としていますので、制度を利用することができます。

Q 8 採用前教職インターンシップを行うにあたって事前にすべきことはありますか？

実施校で事前面接を受けていただく必要があります。インターンシップ実施にあたっての心構えについて確認するとともに、受入期間や日時、教育実践の内容について、実施校の担当者と調整し、インターンシップ実施計画書を作成していただきます。

Q 9 もし、インターンシップ中に児童生徒がけがをしたときの責任はどうなりますか。また、実施校への移動中に自分が事故にあった場合はどうなるのでしょうか？

学校での活動及び移動中の事故、受入校の児童生徒等他者への傷害、財物破損等の事態に備え、本人を被保険者とした損害保険等に加入していることを、この制度への参加条件としています。

なお、事故等が起こった場合、速やかに対応するため、保険加入申込書の写しを実施校及び県教育委員会に提出してください。

また、何かあった場合には、担当の教職員に必ず報告・連絡・相談してください。

Q 10 インターンシップ終了後には、業務日報や研修報告書を提出しなければいけないのですか？

参加者が提出する業務日報・研修報告書は、インターンシップの成果の検証に活用し、参加者のニーズに応じた制度への改善に役立てます。また、教員養成課程の充実や初任者研修における指導にも役立てます。

参加者にとっても、業務日報や研修報告書を作成することで、研修の振り返りにもなると考えています。

Q 11 申込みから実施までの流れについて教えてください。

① 10月7日(水):「採用前教職インターンシップ」募集案内の送付
県教育委員会は、採用候補者名簿登載予定者の発表と同時に、募集案内(申込書等を含む)を対象者に送付する。

② 10月8日(木)～10月21日(水):申込書(様式1)及び参加確認書(様式2)の提出

インターンシップ参加希望者は、申込書及び参加確認書を教職員課に送付する。

提出先:山口県教育庁教職員課人事企画班に郵送又は持参

〒753-8501 山口市滝町1番1号

※申込みの際には、在学する大学の指導教員または就職担当課職員等による確認が必要です。

③ 10月22日(木)～10月30日(金):実施校決定のための調整

県教育委員会は市町教育委員会と協議し、参加希望者のインターンシップ実施期間中の住所に基づき、実施校を決定する。

④ 11月4日(水):実施校決定連絡

県教育委員会は、参加希望者に実施校名及び担当者名を連絡する。参加希望者は、実施校担当者と連絡を取り、面接の日時を決定する。

⑤ 11月5日(木)～11月20日(金):面接及びインターンシップ実施決定

参加希望者は、実施校で面接を受け、受入が決定したら、受入期間や日時、教育実践の内容等について実施校の担当者と調整し、インターンシップ実施計画書(本県所定の様式)を作成する。

※参加希望者は、インターンシップ実施計画書の写しを教職員課宛てに送付する。

⑥ 11月上旬～2月末:インターンシップの実施

参加希望者は、インターンシップ開始日までに保険に加入し、加入申込書の写しを実施校及び教職員課に提出する。

インターンシップ実施

⑦ 3月7日(月)まで:業務日報(様式3)及び研修報告書(様式4)の提出

参加希望者は、インターンシップ終了後1週間以内に、業務日報と研修報告書を教職員課に提出する。

問い合わせ先
書類の提出先

山口県教育庁教職員課人事企画班

〒753-8501 山口県滝町1-1

※提出方法は郵送又は持参

e-mail : a50200@pref.yamaguchi.lg.jp tel : 083-933-4550 fax : 083-933-4559

実践的な指導力を培う

採用前教職インターンシップ

新規学卒採用予定者が 自信をもって教壇に立つために！

この制度は、新規学卒採用予定者が、自信をもって4月から教壇に立つことができるよう、学校において教育実践を積むことにより、教職への適応力を高めるとともに、教員に求められる実践的な指導力を培うことを目的として実施するものです。



- 1 対象者** 平成28年度山口県公立学校教員採用候補者名簿登載予定者の内、平成28年3月に大学又は短期大学を卒業予定の者及び大学院を修了予定の者。ただし、小学校教諭又は養護教諭採用候補者に限る。
(大学院2年生、大学4年生、短期大学は2年生)
- 2 実施校の指定** インターンシップ希望者の、インターンシップ期間中の住所に基づき、山口県内の公立学校の中から教育実践を積むことができる学校を指定する。
- 3 教育実践の内容** 学習活動、学校行事及びその他の学校教育活動の補助的内容
- 4 実施時期・期間** 平成27年11月上旬～平成28年2月末までの間 5日間以上実施
- 5 実施形態** 【長期型】
大学等での授業のない曜日に継続的に実施校を訪問し、教育実践を行う。
【短期連続型】(長期型での参加が困難な者を対象に実施)
一定の期間集中して実施校を訪問し、教育実践を行う。
- 6 事故補償** 実施校での活動及び移動中の事故、実施校の児童生徒等他者への傷害、財物破損等の事態に備え、本人を被保険者とした傷害補償と賠償補償の両方を備えた保険に加入することを、教育実践を行うための条件とする。
- 7 申込期間** 平成27年10月8日(木)～10月21日(水) 必着
- 8 申込み・問い合わせ先** 山口県教育庁教職員課 人事企画班
〒753-8501 山口市滝町1番1号 電話083-933-4550

◆採用前教職インターンシップ参加者の声

- 多学年での授業実践や教育実践はもとより、新規採用予定者であることから、学校支援ボランティアや学校体験制度、教育実習では体験できなかった、登下校指導や職員会議、校内研修会や学年会への参加、分掌業務等、様々な業務に携わることができ、教員同士の連携や役割分担、地域とのつながりなど具体的にイメージでき、教員としての使命感が高まった。
- 4月から教壇に立つことを踏まえた上で、授業を見学したり、質問したりすることができ、参考になることが多かった。特に授業では、教科ごとに指導方法を教えていただくことができ、不安に思っていた学級経営についても指導のポイントを具体的に学ぶことができ、不安が払拭された。
- インターンシップを通して、自分自身の改善すべき点を実感したが、指導担当教員からは、あなた自身の良さでもあると助言をいただき、自分らしさを大切にしながら、子どもたちに教えたいことを伝えられる術を身につけていきたいと思った。4月から教員として働くに当たり、勉強になることや実践していきたいことが見える意味ある研修になった。

◆申込から教育実践開始までの流れ

概ね次のとおりです。

- ① 10月7日(水)：「採用前教職インターンシップ」募集案内の送付
県教育委員会は、採用候補者名簿登載予定者の発表と同時に、募集案内(申込書等を含む)を対象者に送付する。
 - ② 10月8日(木)～10月21日(水)：申込書(様式1)及び参加確認書(様式2)の提出
インターンシップ参加希望者は、申込書及び参加確認書を教職員課に送付する。
提出先：山口県教育庁教職員課人事企画班に郵送又は持参
〒753-8501 山口市滝町1番1号
※申込みに際しては、在学する大学の指導教員または就職担当課職員等による確認が必要です。
 - ③ 10月22日(木)～10月30日(金)：実施校決定のための調整
県教育委員会は市町教育委員会と協議し、参加希望者のインターンシップ実施期間中の住所に基づき、実施校を決定する。
 - ④ 11月4日(水)：実施校決定連絡
県教育委員会は、参加希望者に実施校名及び担当者名を連絡する。参加希望者は、実施校担当者と連絡を取り、面接の日時を決定する。
 - ⑤ 11月5日(木)～11月20日(金)：面接及びインターンシップ実施決定
参加希望者は、実施校で面接を受け、受入が決定したら、受入期間や日時、教育実践の内容等について実施校の担当者と調整し、インターンシップ実施計画書(本県所定の様式)を作成します。※申込者は、インターンシップ実施計画書の写しを教職員課宛てに送付する。
 - ⑥ 11月上旬～2月末：インターンシップの実施
参加希望者は、インターンシップ開始日までに保険に加入し、加入申込書の写しを実施校及び教職員課に提出する。
- ### インターンシップ実施
- ⑦ 3月7日(月)まで：業務日報(様式3)及び研修報告書(様式4)の提出
参加希望者は、インターンシップ終了後1週間以内に、業務日報と研修報告書を教職員課に提出する。